

「第五期RIETI PC-LANサービスの調達に係る調達実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間:2020年7月27日(月)～2020年8月21日(金)

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
1	調達実施要項(案)	3	2の(1)のアの(ア)	「・・・2021年9月にRIETI PC-LANサービスを更改することとしている。」 上記について9月の記載と10月記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	2021年9月と10月の記載がある。期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
2	調達実施要項(案)	6	2の(1)のウの(ア)	引継ぎに想定されている工数ほどの程度でしょうか。通常ヘルプデスク業務の範囲で収まる認識でよろしいでしょうか。	想定される引継ぎ工数を明確にするため。	ご認識のとおりです。
3	調達実施要項(案)	6	2の(2)のイ	1か月の稼働予定時間の対象は貴研究所の開所日7:30-18:45を対象と考えてよろしいでしょうか。 上記以外の時間も対象の場合、SLAを満たすのは困難であると考えます。	SLAの対象となる時間を明確化するため	要件定義書別紙として「管理指標一覧(案)」を開示いたします。
4	調達実施要項(案)	7	2の(2)のカ	”目標復旧時間4時間以内”は、障害規模によっては遵守不可能と思われる。(全データのリストアが必要な場合等) 暫定復旧状態でも上記を満たしていることを免責として記載いただけないでしょうか。 4時間というキーワードを残すのであれば、4時間で復旧させる範囲の明確化が必要な認識です。	責任範囲を明確にするため。	要件定義書別紙として「管理指標一覧(案)」を開示いたします。
5	調達実施要項(案)	7	2の(2)のキ	一次回答の所要時間は4時間以内と記載しているが、4時間で回答する問題の範囲を明確化いただけますでしょうか。	一次回答の水準が明確になっておらず、4時間で回答する粒度(受付したことだけでよいのか、ある程度の回答レベルなのか)が不明のため。運用開始後にクレームに繋がる可能性もあること。粒度によっては24時間365日で運用体制をとらねばならない可能性も出てくることを懸念しています。	一次回答としては、受け付けたことで要件を満たすと考えています。ただし、早期に詳細な回答が得られる方が望ましいのは事実です。
6	調達実施要項(案)	7	2の(2)のコ～サ	記載されている時間計算については、貴研究所の開所日7:30-18:45に限定いただけないでしょうか。	起点が休日・夜間の場合、24時間365日体制としない限り、対応が困難であるため。	所定の時間が経過した時点で開所時間でない場合、翌開所日の開所時間の時点で適用されていることを求める要件に修正します。
7	調達実施要項(案)	8	2の(2)のシ	サービスの停止、再開は以下を想定していますが認識が違いますでしょうか。 認識がある場合、マシンによってはフルスキャンが1時間で終わらないことが想定されますので、サービスの停止、再開内容を明確に記載いただき、フルスキャンの実施を除き1時間以内としていただけますでしょうか。 【想定】 感染マシンの隔離→マルウェアの駆除もしくは検体入手→マシンのフルスキャン→マシンの復旧)	認識ずれをふせぐため	感染マシンのフルスキャンが1時間以内で完了しないと予測される場合は、感染マシン隔離後、1時間以内に一時的な代替機の提供により要件を満たすと見なします。
8	調達実施要項(案)	14	6の(3)のイの①及び②	評価基準を相対化(総務省様の例:A相対的に優れている(配点×1.0)、相対的に標準である(配点×0.5)、相対的に劣っている(配点×0.1)、提案自体がないもの(配点×0)、任意加点最大が20点である場合は、A=20点、B=10点、C=2点、D=0点)してはいかがでしょうか。	より明確に比較評価を行うことで、高いレベルで第五次RIETI PC-LANを実現できる請負者を選定するため。	ご意見として承ります。
9	調達実施要項(案)	16	7の(2)	資料の閲覧について、より早い段階で閲覧を実施させていただけないでしょうか。	現行設計思想を早急に把握し、見積精度・提案内容を向上させるため	情報公開は、入札説明会前から受付可といたします。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
10	調達実施要項（案）	32	別紙3業務フロー図	フロー「グループウェア管理業務 プロジェクト進捗」とは、具体的に、どのような作業でしょうか？	具体的な運用業務を確認する必要があるため。次期システムでのM365でも行う必要がある作業となるのか確認したいため。	グループウェアにて作成したポータルサイトに掲載している一覧データの修正作業です。
11	調達実施要項（案）	32	別紙3業務フロー図	フロー「グループウェア管理業務 トップページメンテ」とは、具体的に、どのような作業でしょうか？	具体的な運用業務を確認する必要があるため。次期システムでのM365でも行う必要がある作業となるのか確認したいため。	グループウェアにて作成したポータルサイトに掲載しているデータ等の修正作業です。
12	要求仕様書（案）	37	1の2	・・・2021年9月にRIETI PC-LANサービスを更改することとしている。 上記について9月の記載と10月記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	2021年9月と10月の記載がある。期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
13	要求仕様書（案）	37	1の3	・・・2021年9月にRIETI PC-LANシステムを更改する。 上記について9月の記載と10月記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	2021年9月と10月の記載がある。期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
14	要求仕様書（案）	38	1の5の(4)	本部、分室に作成するセグメントについては、以下の認識でよろしいでしょうか。 【本部】 研究支援、国際・広報、研究者、総務、ヘルプデスク、会計、会計（個人情報）、本部サーバルーム 【分室】 分室	作成セグメントを明確にし、適した製品を選定するため。	ご認識のとおりです。
15	要求仕様書（案）	39	1の7の(3)	サービス提供のための環境構築終了後1年間(2021年10月～2022年9月)のうちに・・・ 上記について9月の記載と10月記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	2021年9月と10月の記載がある。期間を明確にするため。	現在の記載で誤りはありません。
16	要求仕様書（案）	42	1の9の(3)のオ	以下要件への緩和をご検討いただけないでしょうか。 「本業務の遂行責任者及びチームリーダーは、以下に掲げるいずれかの資格を有する、又は同等の経歴実績を有するものを含めること。 (ア) 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験に合格又は米国PMI認定のPMP（Project Management Professional）の資格を有すること。 (イ) 特定非営利活動法人ITコーディネーター協会が認定するITコーディネーターの資格を有すること。 (ウ) ISC（International Information Systems Security Certification Consortium）が認定するCISSP認定資格者又はIPAの情報処理安全確保支援士の認定資格を有すること。」		資格はそれぞれ異なる目的のものであるため、要件は緩和しないものの、同等の経歴（ただし経歴の証明が必要）は認めるものとします。
17	要求仕様書（案）	43	1の9の(3)のク	以下表記に変更してはいかがでしょうか。 (ア)IPAの情報処理技術者試験のうちITサービスマネージャ試験の資格、もしくはITIL Expertの資格を有すること (イ)ITIL Foundationの資格を有すること	ITIL Expertは、ITサービスマネージャと同等の資格と認識しております。よって、「ITサービスマネージャ試験の資格、もしくはITIL Expertの資格を有すること」と並列するのが良いと考えます。	(ア)若しくは(イ)のITIL Expert、若しくはそれと同等の経歴（ただし経歴の証明が必要）を認めるものとします。（なお、ITIL Foundationは外します。）

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
18	要求仕様書(案)	43	1の9の(3)のク	以下要件への緩和をご検討いただけないでしょうか。 「運用/保守チームのチームリーダー又はメンバは、以下に掲げるいずれかの資格を有する、又は同等の経歴実績を有するものを含めること。 (ア) IPAの情報処理技術者試験のうちITサービスマネージャ試験の資格を有すること。 (イ) Information Technology Infrastructure Library(以下「ITIL」という。)Expert若しくはITIL Foundationの資格を有すること。」		(ア)若しくは(イ)のITIL Expert、若しくはそれと同等の経験(ただし経歴の証明が必要)を認めるものとします。(なお、ITIL Foundationは外します。)
19	要求仕様書(案)	44	1の10の(3)のイ	本移行実績は本プロジェクトに関わる委託先の実績でもよろしいでしょうか。		問題ない認識です。
20	要求仕様書(案)	45	1の12	一般的にネットワーク機器(ルータ、スイッチ)、セキュリティ機器(ファイアウォール)はグリーン購入法の対象外となることが多いです。本項目からネットワーク機器やファイアウォールを除く記載に変更いただけないでしょうか。	グリーン購入法は、以下環境省提供の資料に記載のある事務用機器などが対象となりますが、ネットワーク機器(ルータ、スイッチ)、セキュリティ機器(ファイアウォール)については明記されていないため。 参考URL 環境省 環境物品等の調達に関する基本方針 http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r1bp.pdf 6. 電子計算機等が近い機器群になると思いますが、ネットワーク機器などの記載はありません。	グリーン購入法の趣旨を考慮すると、ネットワーク機器やファイアウォールを除外するのは適切ではないと考えるため、要件は変更しません。
21	要求仕様書(案)	53	2の3の(3)のイの(ウ)	…動作検証をするための検証環境を準備すること 上記記載については、今回導入する各OS(Windows、Linux)のサーバを各1台準備しパッチ適用検証等ができる環境を準備すると考えればよろしいでしょうか。	対応範囲の精査のため。	ご認識のとおりです。
22	要求仕様書(案)	53	2の3の(3)のウの(ア)	…接続設計も併せて行うこと 上記記載については、必要な情報をご提供いただきFW等通信ルートを確保するといった認識でよろしいでしょうか。	対応範囲の精査のため。	ご認識のとおりです。
23	要求仕様書(案)	54	2の3の(4)のイ	「電源系統図」、「フロアレイアウト」、「配線系統図」等は受注後ではなく事前に閲覧させていただくことは可能でしょうか。	対応範囲の精査のため。	入札公告後にご希望があれば、現場見学を認めます。
24	要求仕様書(案)	56	2の4の(3)の表3 No5	「目標復旧時間4時間以内」は、障害規模によっては遵守不可能と思われる。(全データのリストアが必要な場合等) 暫定復旧状態でも上記を満たしていることを免責として記載いただけないでしょうか。 4時間というキーワードを残すのであれば、4時間で復旧させる範囲の明確化が必要な認識です。	責任範囲を明確にするため。	あくまで目標復旧時間であり、復旧時間ではないため、現在の記述で問題ない認識です。
25	要求仕様書(案)	57	2の4の(9)のア	延長契約となった場合、延長可能期間はハードウェアのサービス期限である製品出荷後から5年(60か月)となりますが5年を超過し稼働する可能性はありますでしょうか。5年を超過する場合、超過期間は一部保守を受けられない機器がございます。	ハードウェアの基本的なサービス期限は製品出荷後5年となります。 5年を超過した場合、保守サービスを実施できなくなり、ハードウェアの入替が必要となるため。	60か月を超過する可能性はありますが、その場合の対応は延長契約時に決定します。
26	要求仕様書(案)	57	2の4の(9)のウ	契約満了後の機器類の撤去後、受注者の負担で現状回復を行うこと。とありますが、LAN配線については消耗品扱いとして撤去・回復の対象外と考えてよろしいでしょうか。	LAN配線については、本件契約満了後も継続して流用可能である場合があるため。	ご認識のとおりです。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
27	要求仕様書（案）	57	2の4の(9)のウ	契約満了後の機器類の撤去後、受注者の負担で現状回復を行うこと。とありますが、LAN配線については消耗品扱いとして撤去・回復の対象外と考えてよろしいでしょうか。	LAN配線については、本件契約満了後も継続して流用可能である場合があるため。	ご認識のとおりです。
28	要求仕様書（案）	57	2の4の(9)のオ	データ消去の対象はクライアントPC、プリンタ/複合機、ネットワーク機器を想定しておりますが問題ありませんでしょうか	データ消去作業の工数を明確化し、見積制度を向上するため。	その他に、サーバ等を構築していればそれも対象となる認識です。
29	要求仕様書（案）	57	2の4の(9)のオ	クライアントPCのデータ消去作業はソフト消去を考えておりますが、消去方式はこちらで選択してもよろしいでしょうか。	データ消去作業の工数を明確化し、見積制度を向上するため。	ご認識のとおりです。
30	要求仕様書（案）	57	2の4の(9)のカ	データ消去作業に必要な場所および消去に必要な機器については、受注者の負担において用意することとありますがネットワーク機器およびプリンタ関連は設定情報の初期化を考えております。初期化作業は撤去前に現地での実施で問題ないでしょうか。	データ消去作業の工数を明確化し、見積制度を向上するため。	実施場所は現地で問題ありません。なお、設定情報の初期化のみではなく、内部に格納されているデータがあればその消去もお願いいたします。
31	要求仕様書（案）	58	2の5の(2)の表4及び(3)の表5	第4期PC-LANシステムの成果物に関して、閲覧許可をお願いいたします	期待されるアウトプットの粒度確認のため。	情報は要件定義書「11. 情報公開」の「参考資料3」、「参考資料4」で開示していると考えています。
32	要求仕様書（案）	60	2の5の(2)の表4	No47 納品期日列 2021年8月2日 上記記載意図をご教示ください。 ①2021年8月2日までの切替を意図した記載でしょうか。 ②①が正しい場合、8月～9月中等要件の緩和をお願いいたします。 ③①が間違っている場合、記載意図をご教示ください。	期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
33	要件定義書（案）	74	1.3.2.の(1)	メールサービスのみではなくオフィススイートサービスとして、外部からのアクセスにあたりセキュアな利用者認証が必要になりますでしょうか。またアクセスする機器および台数により費用に変更が発生します。利用デバイスの種別(OS、社給デバイス・BYOD端末利用など)と、ユーザが利用する台数の明確化をお願いします。		5.2.の(2)に記載しています。
34	要件定義書（案）	76	1.3.2.の(6)のウ	本調達以外の機器でタイムレコーダー以外に接続予定の機器はありますか？ また、本項に記載されておりますタイムレコーダーですが、特殊な仕様はありますか？	ネットワーク機器の選定に辺り、仕様やポート数などの確認が必要のため。	タイムレコーダーと入室管理システムがございます。どちらとも、TCP/IPで各レコーダーから管理PCに情報送信しており、タイムレコーダーは管理PCからクラウドサービスに接続しています。しかしながら、特殊な仕様ではないと認識しています。
35	要件定義書（案）	76	1.3.2.の(9)のエ	本要件で実施・準備すべきことを明確にしていけないでしょうか。 今回準備予定のラックに加えて第2GSOC機器設置専用のラックが必要になるのかを懸念しております。 専用ラックの要否(第五期の機器と混在可能か、第2GSOC専用のラックが必要か)設置に必要なU数、電力等を事前に提示いただくことは可能でしょうか。	対応範囲の精査のため。	第2GSOC関連は未確定要素が多いため、本調達とは別調達にいたします。
36	要件定義書（案）	79	1.3.3.の表1-1	「【第二GSOC】状況提供機能(loC情報配布機能)」は実現機能対象外と認識しているため削除をお願いします。		第2GSOC関連は未確定要素が多いため、本調達とは別調達にいたします。
37	要件定義書（案）	79	1.3.3.の表1-1	「動作検証サーバー提供サービス」について、「3.4.6. パッチ適用等のアップデート対応」では、「ソフトウェアのパッチ適用は、基本的には本番環境への適用のみとする。」と記載されており、動作検証サーバーは、実現機能対象外と認識しております。要件の削除をお願いします。		実現機能の対象であるため、削除は行いません。
38	要件定義書（案）	80	1.3.4.	本項に記載されております移行対象のシステムは、サーバの仮想環境以外に物理的な機器はありますか？	ネットワーク機器の選定に辺り、仕様やポート数などの確認が必要のため。	物理的な機器はあり、開示している想定です。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
39	要件定義書(案)	80	1.3.4.	接続する機器構成によって費用が発生しますので、ReIMS(研究調整情報管理システム)、CMSサーバー、会計システムで必要となるシステム構成(領域分割の方法)と今回のLANサービスの調達での実現対象範囲(仮想マシン台数とスペック、OS仕様、接続先の要件等)の提示をお願いします。		スペックに関する情報は開示する予定です。また、会計システムについては領域分割が必要になると想定しておりますが、その方法は当研究所では指定しません。
40	要件定義書(案)	82	2.1.の(1)のA	全ての機能及びサービスが、調達仕様書で定める期日(令和3年9月1日)に利用可能な状態であること。 上記について9月の記載と10月記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	2021年9月と10月の記載がある。期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
41	要件定義書(案)	83	2.3.	物理仮想を含めた全体のサーバ情報やお客様所有のライセンスの情報をいただくことは可能でしょうか。	現行環境を理解し構成を検討するため	情報は要件定義書「11. 情報公開」の「参考資料3」、「参考資料4」で開示していると考えています。
42	要件定義書(案)	83	2.4.	移行対象のデータは要件定義書(案)「8. 移行要件」に記載の内容に準ずるものという認識でよろしいでしょうか。	作業内容を明確化し、見積精度の向上を実現するため	ご認識のとおりです。
43	要件定義書(案)	85	3.2.1.の(1)のオ	現時点ではIMAP、POP、SMTPの利用は可能ですが、IMAPについては非推奨のため利用出来なくなる可能性があります。削除の検討いただけますでしょうか。 https://support.microsoft.com/ja-jp/help/4521831/exchange-online-deprecating-basic-auth	今後本要件を満たせなくなる可能性があるため	ご指摘の件は認証方式のことであり、プロトコルとしては維持されるため、要件定義書のとおりといたします。
44	要件定義書(案)	85	3.2.1.の(1)のク	第5期システムでも、Becky!InternetMailの利用は、ございますでしょうか。 利用がない場合、削除をお願いいたします。	作業範囲を明確かするため	ご提案を参考に仕様書を修正いたします。
45	要件定義書(案)	85	3.2.1.の(1)のサ	「5.10.スパム(迷惑)メール対策」 →「5.5.スパム(迷惑)メール対策」の誤記ではないでしょうか。	参照先の記載がなかったため	誤記であるため訂正します。
46	要件定義書(案)	85	3.2.1.の(1)のサ	5.10.はセキュリティ監査の項目となっております。「5.5.スパム(迷惑)メール対策」記載誤りと考えてよろしいでしょうか。	仕様明確化のため	誤記であるため訂正します。
47	要件定義書(案)	86	3.2.1.の(1)のタ	クライアント証明書の場合、下記【想定運用】、【証明書数】はあっておりますでしょうか。もし、間違っている場合、想定運用をご教示ください。 【想定運用】 クライアント証明書認証を選択する場合、要件定義書(案)5.2(2)(ア)に記載があります。個人所有の機器に対して証明書を事前にインストール実施する。(第5期PC-LANにて導入するPCへのインストールは行わない※GIPで制御) 【証明書数】 必要な証明書数は200ユーザに対して個人所有の機器4台まで利用可とのことから800	要求事項を明確化し、正確な見積を行うため	認識に相違ありません。
48	要件定義書(案)	86	3.2.1.の(1)のチ	ADのIDとPWを組み合わせた製品を導入する場合、Microsoft365のモダン認証の仕様によりMicrosoft365へのログインは以下のような動きとなりますが問題ないでしょうか。 アプリでのアクセス：初回ログイン時はIDPWを入力。以降は入力無し(パスワード変更時は再入力要) Webでのアクセス：Office 365へアクセスした場合は、常にIDとPWを入力する必要あり(IDとPWを保存することで、次回ログイン時にサインイン画面を表示させないことは可能)	要求事項を明確化し、製品選定を行うため	認識に相違ありません。なお、Webでのアクセスを選択したときに、IDとPWを保存してサインイン画面を表示させないという対応は、当研究所のセキュリティポリシーに反するため不要です。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
49	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のテ	以下URLにもございますように、ExchnageOnlineで送付できる同報メールには限りがございます。 本要件に記載の同報4000件の要件を削除いただけませんか。 【参考URL】 < https://docs.microsoft.com/ja-jp/office365/servicedescriptions/exchange-online-service-description/exchange-online-limits#distribution-group-limits > また、本要件にて実現したい内容についてご教示いただけますでしょうか。(メールマガジンの配信等)	ExchnageOnlineでは実現が困難な要件であるため。	配布グループとして4,000件の宛先に送信する機能を有していれば問題ありません。同報一斉配信は別システムの障害等の緊急時に使用する可能性があります。そのため、常時使用する機能ではないため、別なシステムを構築する必要はありません。
50	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のテ	4,000通同報送信したい場合は、個人のメールアドレスを4,000件宛先に設定し送信することはできませんが、配布グループにして送信すれば実現は可能です。その認識で良いでしょうか。		認識に相違ありません。
51	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のテ	以下の仕様に変更いただけませんか。 「当研究所繁忙期時のメール送受信量8,000件/日において、職員及び研究員がストレスなく利用できること。また、1回の送信に対して約4,000通程度の同報配信能力を有すること。 4,000通程度の同報配信については、通常のメールシステムと別システムからの送信も可とする。なお、その際はドメインを別としても良いが、rieti.go.jp のサブドメインを利用できること。」	1送信4,000通の同報配信の用途はどのようなものでしょうか。メールマガジン等、外部へ同報配信する目的である場合、他のサービス利用者のメール配送に影響が出る可能性があることから、通常のメールサービスでは対応していません。そのような機能を利用される場合は、同報配信用の別システム(サービス)としていただき、通常のメールとはメール配送経路を分けられるのが一般的です。	配布グループとして4,000件の宛先に送信する機能を有していれば問題ありません。同報一斉配信は別システムの障害等の緊急時に使用する可能性があります。そのため、常時使用する機能ではないため、別なシステムを構築する必要はありません。
52	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のナ	Outlook クライアントアプリでは可能ですがOutlook on the Webでは実現できません。一部機能での実装でよろしいでしょうか。		問題ありません。
53	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のニ	バグではありますが、現在自動的にログアウトされない状況となっております。 Office365としては、現時点自動ログアウトが出来ない為、削除願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	現在のMicrosoftのホームページ上、自動サインアウトは可能となっておりますが、現時点でそれが実現していない認識です。要件は変更せず、構築時も現状のままである場合は、別途協議することとします。
54	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のニ	選定製品(Microsoft365)の標準機能では実現できず、コスト低減の観点から、要件の削除をお願いいたします。		現在のMicrosoftのホームページ上、自動サインアウトは可能となっておりますが、現時点でそれが実現していない認識です。要件は変更せず、構築時も現状のままである場合は、別途協議することとします。
55	要件定義書（案）	86	3.2.1.の(1)のホ	選定製品(Microsoft365)の標準機能では実現できず、コスト低減の観点から、要件の削除をお願いいたします。		ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
56	要件定義書（案）	87	3.2.1.の(4)のア	現時点ではIMAP、POP、SMTPの利用は可能ですが、IMAPについては非推奨のため利用出来なくなる可能性があります。削除の検討いただけますでしょうか。 https://support.microsoft.com/ja-jp/help/4521831/exchange-online-deprecating-basic-auth	今後本要件を満たせなくなる可能性があるため	ご指摘の件は認証方式のことであり、プロトコルとしては維持されるため、要件定義書のとおりといたします。
57	要件定義書（案）	88	3.2.2.の(1)のオ	Office365上でメーリングリストを構成するため、Office365サービス停止時は利用出来ません。要件の削除をご検討願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
58	要件定義書（案）	88	3.2.2.の(1)のオ	選定製品(Microsoft365)の標準機能では実現できず、コスト低減の観点から、要件の削除をお願いいたします。		ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
59	要件定義書（案）	89	3.2.2.の(1)のキ及びク	選定製品 (Microsoft365)の標準機能では実現できず、コスト低減の観点から、要件の削除をお願いいたします。		運用での対応も認めることとし、要件は変更しません。
60	要件定義書（案）	89	3.2.2.の(1)のケ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能では実現できず、コスト低減の観点から、要件の削除をお願いいたします。		実現可能であると認識しています。
61	要件定義書（案）	89	3.2.2.の(1)のサ	Office365上でメーリングリストを構成している為、ExchangeOnlineが停止時はメーリングリストの利用はできない為、削除願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
62	要件定義書（案）	89	3.2.2.の(1)のサ	本要件を削除いただけませんか。	Office365のメーリングリスト機能を利用する場合は、外部に臨時のメールサーバ機能を持たせた場合であっても、ExchangeOnline停止時はメーリングリストの利用はできないため。	ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
63	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のエ	外部媒体へ出力したアーカイブデータはアーカイブサービスとは切りなされて管理されます。そのため、出力されたデータに対してWindows Searchで検索可能であれば仕様を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	仕様の明確化、製品選定の幅を持たせるため	ご認識のとおりです。
64	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のエ	以下の記載に変更いただけませんか。 「サービスに保存したアーカイブは、検索等の機能を利用できること。事業者側で出力した外部媒体のアーカイブデータは、任意のツール等で検索可能とするため、emlなどの標準的なデータ形式で保存すること。」	外部媒体へ出力したアーカイブデータは、アーカイブサービスとは切りはなして管理される想定ですが、外部媒体に保存されたデータの検索機能も含めたご提供は大幅なコスト増の要因となります。そのため、出力されたデータそのものを、お客様側で検索可能なデータ形式でご提供させていただく形が、最もコスト効率のよいご提案になると考えます。	認識に相違はなく、検索機能を含めた提供は想定しておりません。(現在の仕様でもそのように解釈できると認識しているため、仕様は変更しません。)
65	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のク	本項目における「トレース」はどのような機能を想定されているでしょうか。具体的に記載いただけましたら幸いです。	仕様明確化のため	過去に遡って検索するということを指しています。記載を明確化します。
66	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のク	以下の記載に変更いただけませんか。 「特定職員及び研究員のメールを、過去に遡り検索するため、期間を指定してアーカイブから特定の職員及び研究員のメールを抽出したりすることができること。」	要件を明確化するため。(トレースの意味が不明瞭であったため)	ご指摘を踏まえて記載を明確化します。
67	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のコ	以下の記載としていただけませんか。 「メール検索の操作ができる職員及び研究員は、IPアドレス、ID/PWによるアクセスの制限ができること。また、管理者権限を保持するユーザーは、アーカイブの設定変更、および保存されたメールに対する操作(検索、閲覧、ダウンロード)の記録を参照できること。」	製品選定の幅を広げるため	職員及び研究員は、IPアドレス及びIDとパスワード等によるアクセスの制限ができること、管理者権限を保持するユーザーは、保存されたメールの操作履歴が確認できること、という要件に変更します。
68	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のコ	アーカイブサービスの利用は情報システム担当者様を想定しておりますが認識齟齬ないでしょうか。	仕様を明確化するため	認識に相違ありません。
69	要件定義書（案）	89	3.2.3.の(1)のコ	検索者に検索ドメインや検索可能期間を指定できる製品に限られます。以下に要件を変更いただけませんか。 【変更案】 メール検索の操作ができる職員及び研究員は、IPアドレス、ID/PWによるアクセスの制限ができること。また、管理者権限を保持するユーザーは、アーカイブの設定変更、および保存されたメールに対する操作(検索、閲覧、ダウンロード)の記録を参照できること。	製品に限られており、製品選定の幅を広げるため	職員及び研究員は、IPアドレス及びIDとパスワード等によるアクセスの制限ができること、管理者権限を保持するユーザーは、保存されたメールの操作履歴が確認できること、という要件に変更します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
70	要件定義書（案）	90	3.2.4.の(1)のキ	3.2.1 (1) (ウ)では、「クライアント証明書またはこれに準ずる技術による認証、セキュアデバイス、セキュアトークン、乱数表、ワンタイムパスワード認証、生体認証、パスフレーズ、または請負事業者が提案するセキュアな認証方式のいずれかを組み合わせた認証を行うことが望ましい」と記載がございます。必須要件、望ましい要件どちらでしょうか。	要求事項を明確化し、正確な見積を行うため	望ましい要件となります。誤記であるため訂正します。
71	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(1)のコ	AzureADログにて、日時、ID、認証成否は記録されますが、端末情報は記録されない為本項目の削除願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	端末情報とは端末を特定できる情報であり、その情報の取得は実現可能であると認識しています。端末情報の定義を修正します。
72	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(1)のコ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能で実現できませんので、要件の緩和をお願いします。想定製品では、ユーザー名、日時、認証成否を確認またはcsvに出力可能です(端末情報は確認不可。)。出力可能な期間は過去30日分となります。		端末情報とは端末を特定できる情報であり、その情報の取得は実現可能であると認識しています。端末情報の定義を修正します。
73	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(2)のイ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能で実現できませんので、要件の明確化をお願いします。		実現可能であると認識しています。
74	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(2)のウ	「ポータルは以下のコンテンツへの誘導ができること。それぞれのコンテンツは現行のコンテンツを原則継続利用とする。」に記載されているコンテンツ5件は、SharePointのサイトにコンテンツをもうけ、サイトのトップページから各コンテンツに移動できるようにするというご要望でしょうか。	ご要望要件の詳細確認のため、ご教示をいただきたくお願いします。	ご認識のとおりです。
75	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(4)のイ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能で実現できませんので、要件の緩和をお願いします。(公開開始日を設定した時点から参照は可能になります)		実現可能であると認識しています。
76	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(4)のウ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能で実現できませんので、要件の緩和をお願いします。(公開開始日を設定した時点から参照は可能になります)		実現可能であると認識しています。
77	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(4)のキ	「フォントサイズ、テーブルサイズ等について、デフォルト設定からの変更ができることが望ましい。」とありますが、SharePointOnlineのユーザ表示画面のフォントサイズの変更は可能ですが、「テーブルサイズ等」について要件を具体的に教えていただけないでしょうか。	仕様を明確化するため	可視性の向上を目的とした要件ですので、フォントサイズが変更可能であれば要求を満たすものといたします。
78	要件定義書（案）	91	3.2.4.の(4)のキ	選定製品 (Microsoft365)の標準機能で実現できませんので、要件の削除をお願いします。		実現可能であると認識しています。
79	要件定義書（案）	92	3.2.4.の(5)のオ	Outlookアプリは30分、1時間、1.5時間、2時間になります。またOutlook on the Webは15分、30分になります。(手動入力であれば1分単位で設定が可能ですがタブ形式の記載がありますので確認させていただきます)		実現可能であると認識しています。
80	要件定義書（案）	92	3.2.4.の(5)のセ	スケジュールアシスタント機能を想定していますが、登録可能な候補日時を自動表示することはできず、特定の日時に対して、選択したユーザーの予定有無を確認することは可能ですがその認識でよろしいでしょうか。		認識に相違ありません。
81	要件定義書（案）	92	3.2.4.の(6)のウ	「(ウ) 予約ができる施設ごとに設定できることが望ましい。」とありますが、設定したい内容の記載がありません。施設名の設定が可能であることを想定しているのでしょうか。	仕様を明確化するため	不要な項目であるため削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
82	要件定義書（案）	93	3.2.5.の(1)のキ	Microsoft Teamsでは、一対一でのチャットについては、受信者の閲覧状況の確認可能です。 チーム間のチャットについては確認不可です。 そのため、本仕様を削除願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	認識に相違ありません。（要件の変更は必要なしと想定しています。）
83	要件定義書（案）	93	3.2.5.の(1)のサ	Microsoft Teamsでは、送信及び受信したメッセージの移動は対応していない為、本項目の削除をお願いいたします。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
84	要件定義書（案）	93	3.2.5.の(1)のサ	選定製品（Microsoft365）の標準機能では実現できず、コスト低減化の観点から、要件の削除をお願いいたします。		ご意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。
85	要件定義書（案）	94	3.2.5.の(1)のシ	選定製品（Microsoft365）の仕様として自身が送信したメッセージのみ削除可能です。要件の緩和をお願いします。		自身が送信したメッセージのみを対象とするよう要件を修正します。
86	要件定義書（案）	94	3.2.5.の(1)のス	選定製品（Microsoft365）の仕様としてゴミ箱機能は存在しませんが、メッセージはすべてAzure cosmos DBに保存されていますので要件の修正をお願いします。		要件を修正し、ゴミ箱の表現を削除します。
87	要件定義書（案）	94	3.2.6.の(1)のク	選定製品（Microsoft365）の仕様としてWeb会議中に画面共有した資料は映像として残りますが、資料は格納されません。また、記録データは会議終了後に自動削除はできません。ただし、チーム削除やユーザが任意で削除することは可能ですので、要件の修正をお願いします。		要求している事項に対応できるため問題ありません。
88	要件定義書（案）	95	3.2.6.の(1)のサ	Microsoft Teamsの Web会議の通信はすべて暗号化されますが、チャットやファイルはクラウド上に保存されます。そのため、「サーバーに残らないこと」の要件を削除願います。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	「Web会議で使用するファイル等がサービス事業者のサーバーに残らないこと」とするよう要件を変更します。
89	要件定義書（案）	95	3.2.6.の(1)のサ	選定製品（Microsoft365）の仕様としてサービス事業者のサーバーに保存されますので、要件の修正をお願いします。		「Web会議で使用するファイル等がサービス事業者のサーバーに残らないこと」とするよう要件を変更します。
90	要件定義書（案）	95	3.2.6.の(1)のシ	Microsoft TeamsのWeb会議サービスは、開催する会議にパスワードを設定不可です仕様を削除をお願いします。	現在のMicrosoftの仕様上、実現不可能な機能であるため	要件を削除し、参加者を保留することが可能であることとする要件に変更します。
91	要件定義書（案）	95	3.2.6.の(1)のシ	選定製品（Microsoft365）の標準機能では実現できず、コスト低減化の観点から、要件の削除をお願いいたします。		要件を削除し、参加者を保留することが可能であることとする要件に変更します。
92	要件定義書（案）	97	3.3.2.の(1)のテ	仮想化基盤のHA構成のことを記載していると想定しております。ドメイン管理用のサーバーはIaaS上に構築する場合は、本項対象外となる旨記載いただけますでしょうか。	オンプレ構成に対する仕様と考えられるため	クラウドの時は除く記載に修正します。
93	要件定義書（案）	97	3.3.3.の(1)のキ	オンプレ(仮想化)、IaaS構成において各基盤に障害が発生し、それぞれの基盤上で動いているサーバーへのアクセスはできなくなることを想定した場合、オンプレミスのDNSサーバーが残ることのメリットが少ないと考えられます。そのため、要件の削除を検討願います。	価格低減のため	望ましい要件であるため問題ない認識です。
94	要件定義書（案）	97	3.3.3.の(1)のク	TXTレコードの対応を想定しております。こちらで問題ないでしょうか。	仕様明確化のため	問題ありません。
95	要件定義書（案）	98	3.3.5.の(1)のキ	「3.4.7 ファイルサーバー管理」と記載がございますが、本資料上3.4.7 には「バックアップ・リストア」の項目がございます。ファイルサーバー管理の要件がある場合は、追記いただけますでしょうか。	要件を明確化するため	不要な記載であるため削除します。
96	要件定義書（案）	98	3.3.5.の(1)のキ	記載内容に該当する箇所がありませんでしたので、要件の記載をお願いします。		不要な記載であるため削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
97	要件定義書（案）	98	3.3.6.(1)のウ	「WWW公開サーバ及びCMSサーバとの連携…」の表現につき、WWW公開サーバは自サーバのため、「CMSサーバとの連携に必要な機能を有すること」が正しいでしょうか。		ご認識のとおりです。
98	要件定義書（案）	98	3.3.6.(1)のエ	一般的なプログラムは実行可能と考えますが、OSのバージョンが上がるため、一部プログラムは改修が必要となる可能性が有ります。 改修は、貴研究所側にて対応するものとして考えてよろしいでしょうか。	要件を明確化するため	認識に相違ありません。なお、改修が必要になった場合は、当研究所側で対応します。
99	要件定義書（案）	99	3.3.6.(1)のソ	左記の要件がありますが、WWW開発サーバは不要でしょうか。また、導入する場合、要件はWWW公開サーバと同じ要件となるでしょうか。		開発サーバは当研究所で導入を指定することはありませんが、事業者が任意で導入することは否定しません。
100	要件定義書（案）	99	3.3.6.(1)のチ	「コンテンツ格納領域 20GB以上」と有りますが、現状はどのくらいのコンテンツ量でしょうか。	公開WEBサーバには、「コンテンツ」、「プレビューサイトのコンテンツ」、「改ざんからの復旧用のコンテンツ」と、最低でもコンテンツ3つ分の領域が必要となります。 ストレージ容量の計算を明確化し、見積制度を向上するため必要となります	要件定義書に数値を追記いたします。 なおコンテンツ量は現時点での暫定値となります。
101	要件定義書（案）	100	3.3.7.(1)	WWWアプリケーションサーバーの仕様にてデータベースソフトウェアについて記述がありません。データベースソフトウェアは、利用しない、又今回導入するOS付属の製品を利用すると考えてよろしいでしょうか	商用のデータベースソフトウェアが使われていた場合、ライセンス費用が必要となります。また、データベースソフトウェアの種類によって、サーバーのメモリやCPUリソースの追加割り当てが必要となるため、明確化し見積制度を向上させるためです	OS付属の製品を利用する想定です。
102	要件定義書（案）	100	3.4.1.	VMwareのような仮想基盤のことを記載していると思われます。IaaSにて構成する場合、本要件は対象外と考えてよろしいでしょうか。	要件を明確化するため	認識に相違ありません。 クラウドを除く記載に変更します。
103	要件定義書（案）	100	3.4.1.(1)のア及びイ	IaaS上に構築したサーバのスケールアップを行うことは可能ですが、スケールアップを行う場合はサーバーの再起動が必要になります。そのため、「システムに影響することなく」「サーバに影響することなく」の文言を削除願います。	実現が困難であるため	アは望ましい要件であるため問題ない認識です。イは必須要件と望ましい要件を分けて記載します。
104	要件定義書（案）	101	3.4.2.(1)のエ	データセンター標準サービス利用による監視機能の提供を検討しています。 運用条件の変更、各種設定作業はデータセンター側での実施し、貴所でそれらの操作を行っていただくことを想定していません。 上記の運用想定でも、問題ないでしょうか。		問題ありません。
105	要件定義書（案）	101	3.4.3.(1)のア	パターンファイルに限定せず、「同等の機能を有すること」といった記述に変更願います。	製品選定の幅をもたせるため	記載を修正し、パターンファイルに限定しないようにします。
106	要件定義書（案）	102	3.4.4.(1)のス	機能提供ではなく、手動運用での実現でも問題ないでしょうか。高頻度でアップロードは発生しない(多くても週1回程度)作業想定であり、機能実装は想定していないため確認させてください。		問題ありません。
107	要件定義書（案）	103	3.4.5.(2)のオ	サーバネットワーク内のWSUSサーバより、インターネット経由でパッチ取得できる構成とする理解で正しいでしょうか。2段構成でWSUSをサーバネットワーク、インターネットネットワークで分ける要件のようにも読めるため、要件の表現修正をお願いします。		前者の認識です。記載を明確化します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
108	要件定義書（案）	104	3.4.7.(2)のイ	「バックアップデータは週単位(フルバックアップ+差分バックアップ)を1世代として、3世代分の保持できること。」とありますが、次のような文言へ変更することを提案します。 【変更案】 バックアップの種類については、バックアップ時間やリストアデータの完全性等の観点からRIETIに有益と思われる種類を受注者にて検討し、RIETIの承認を得ること。	バックアップ製品によってバックアップ種類や取得方法が異なります。バックアップ方法ではなく各サーバのリストア可能な時点及び方法を指定し、受注者にて検討させるほうが望ましいと考えるため	バックアップの種類と対象については、次のとおり検討しております。 ファイルサーバのデータバックアップに関しては、稀に保存したファイルの内容の履歴確認を行うことがあるため、3週間程度前の情報に復元できることが必要となります。 一方、端末バックアップに関しては、1週間程度前の情報に復元できる情報が必要となります。(方式と対象を記載します。)
109	要件定義書（案）	104	3.4.7.(2)のキ	バックアップ所要時間はバックアップ対象に依存します。バックアップ容量が多いファイルサーバなどのサーバのフルバックアップが17時間以内に完了することは保証できかねます。そのため、17時間以内でのバックアップ完了対象からフルバックアップを除く記載に変更いただけませんか。	バックアップ所要時間はバックアップ対象に依存し、所要時間を明言できかねるため	所要時間の要件からフルバックアップを除外するよう要件を変更しますが、LANサービスの稼働に影響しないことを条件とします。
110	要件定義書（案）	104	3.4.7.(2)のキ	以下の記載に変更いただけませんか。 「バックアップは業務を停止しない状態で取得可能なシステム構成とする。また、バックアップ媒体への取得時間はフルバックアップを除き、17時間以内に完了できること。」	バックアップ所要時間はバックアップ対象に依存するため、バックアップ容量が多いファイルサーバなどのサーバのフルバックアップが17時間以内に完了することは保証できかねるため。	所要時間の要件からフルバックアップを除外するよう要件を変更しますが、LANサービスの稼働に影響しないことを条件とします。
111	要件定義書（案）	104	3.4.7.(3)	端末のバックアップについては、以下を想定しておりますが、認識はあっておりますでしょうか。 利用場面：端末故障時 リストアが必要になるデータ：デスクトップ、マイドキュメント 等	要件を明確化し、最適な製品を選定するため	ご認識のとおりです。
112	要件定義書（案）	104	3.4.7.(3)	端末バックアップがイメージバックアップに限定されております。製品選定の範囲を広げるため、イメージバックアップに限定しない記載に修正願います。	製品選定の幅をもたせるため	要件を緩和し、バックアップの取り方は提案に任せることとします。
113	要件定義書（案）	104	3.4.7.(3)のア	ドライブ単位かつイメージでのバックアップに限定されており、実現製品が限定されるため、PC内に保管されたデータのバックアップへ要件の緩和をお願いします。		要件を緩和し、バックアップの取り方は提案に任せることとします。
114	要件定義書（案）	104	3.4.7.(3)のア～オ	PC内に保管されたデータのバックアップへ、要件の緩和をお願いします。	ドライブ単位かつイメージでのバックアップに限定されており、実現製品が限定されるためです。	要件を緩和し、バックアップの取り方は提案に任せることとします。
115	要件定義書（案）	105	3.4.7.(4)	「※上記(ア)のバックアップ周期は日次、その他バックアップ周期は当研究所と協議の上決定すること」とございますが、リストアを行う際、必要となるのは直前のバックアップです。ですので、ファイルサーバ以外のサーバについても日次で取得する方針に変更いただけませんか。	リストア時を鑑み、バックアップ取得頻度を明確化するため	ご意見として承ります。
116	要件定義書（案）	105	3.4.7.(4)	「(4)バックアップ対象」記載のバックアップ対象データのみではなく、バックアップ対象を全サーバのイメージバックアップに変更いただけませんか。	本項目記載のバックアップ対象データのみバックアップを取得している場合、万が一サーバが故障した場合リストアに膨大な時間がかかるため。 また、サーバ再構築となった場合にOSの設定もれによるトラブルの原因となることが考えられるため	ご意見として承ります。
117	要件定義書（案）	105	3.4.7.(4)	以下の記載としていただけませんか。 「バックアップ対象データとバックアップの周期は以下のとおり想定している。詳細については契約締結後、情報システム担当と協議の上、決定すること。 ただし、SaaS型で提供されるクラウドサービスについてはこの限りではない。」	SaaS型のクラウドサービスに関しては、バックアップしているデータの詳細や、それらのリストアは行っていないことがほとんどであるため。	認識に相違ありません。(もともと当研究所と協議することを求めているため、要件に変更はありません。)

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
118	要件定義書（案）	105	3.4.7.(4)のウ	M365サービス(SaaS)が対象となることため、オンプレサーバのようなバックアップの取得が困難と考えます。そのため、本項を削除願います。	バックアップ製品でのバックアップが困難であるため	認識に相違ありません。(もともと当研究所と協議することを求めているため、要件に変更はありません。)
119	要件定義書（案）	106	3.5.1.(1)	本項にIPアドレス体系について記載されておりますが、第4期PC-LANシステムでは、IPアドレスを持つ機器の台数、および内訳をご教示いただけますでしょうか？	ネットワーク機器の選定に辺り、おおよその規模を把握しておきたいため。	情報は「参考資料4」で開示いたします。
120	要件定義書（案）	106	3.5.1.(1)のア	移行期間中に共存するために、IPアドレスだけでなく、ホスト名も重複しないという文言に変更願います。	ADサーバなど、ホスト名を引き継ぐことによる作業時のリスク、切り戻しなど移行における難易度を低減し、作業工数を抑えるため。	ご提案を参考に仕様書を修正いたします。
121	要件定義書（案）	106	3.5.2.	「6.4.4.ネットワーク関連機器」→「6.3.4.ネットワーク関連機器」の誤記ではないでしょうか。	参照先の記載がなかったため	誤記であるため訂正します。
122	要件定義書（案）	106	3.5.2.	6.4.4は項番としてございません。「6.3.4.ネットワーク関連機器」記載誤りと考えてよろしいでしょうか。	仕様明確化のため	誤記であるため訂正します。
123	要件定義書（案）	106	3.5.3.(1)のイ	クライアントPC、複合機等の各クライアント機器の収容についてIEEE802.3/IEEE802.3uと記載ありますが、IEEE802.3uはFast Ethernetに関する記載です。このままではIEEE802.3abで定義されている1000BASE-Tで提案することができないため、IEEE802.3uの記載を削除いただけないでしょうか。	記載内容に乖離があるため	ご提案を参考に仕様書を修正いたします。
124	要件定義書（案）	107	3.5.4.(1)のウ	リモートデスクトップサービス等外部からのシステム利用について、帯域の拡大要件はない認識で問題ないでしょうか。		問題ありません。なお、3.5.4.(1)の(エ)で、快適に利用できる回線を求めているため、それに抵触しないレベルであることが求められる認識です。
125	要件定義書（案）	107	3.5.5.(1)のア	以下に要件を変更いただけないでしょうか 【変更案】 「RIETI分室にて利用するIP電話は、第五期RIETIPC-LANシステムの拠点間ネットワーク回線を利用するので、QoS、または請負事業者が提案する同等の機能により通信の制御を行いIP電話の音声データによる通話品質の向上に配慮した設計とすること。」	帯域制御を行う機能ですが、通話品質を保証するものではないため	通話品質の向上に配慮した設計とすることと要件を修正します。
126	要件定義書（案）	107	3.5.5.(1)のア	以下の記載としていただけませんか。 「RIETI分室にて利用するIP電話は、第五期RIETIPC-LANシステムの拠点間ネットワーク回線を利用するので、QoS、または請負事業者が提案する同等の機能により通信の制御を行いIP電話の音声データによる通話品質の向上に配慮した設計とすること。」	QoSは優先制御や帯域制御を行う機能ですが、通話品質を保証するものではないため	通話品質の向上に配慮した設計とすることと要件を修正します。
127	要件定義書（案）	110	4.3.1.(1)の表4-4	購入が必要なライセンス数を明示いただけますでしょうか。現時点では以下整理しております。 ユーザライセンス→200 端末ライセンス→165 M365ライセンス→270 メールライセンス→提示ください。 VPN→20	必要ライセンス数を明確化し、見積精度の向上、及び費用低減を実現するため	認識に相違ありません。なお、メールライセンスはM365ライセンスと同等と想定しております。
128	要件定義書（案）	110	4.3.1.(1)の表4-5のNo.3	本項に記載されております容量は、現行(第4期PCLAN)における文書データ全量が記載されているのでしょうか。データ移行が必須となるサーバとデータ量・種別を明確化いただくことは可能でしょうか。	クラウド上に構築するサーバのストレージ容量を明確化し、見積精度の向上、及び費用低減を実現するため	文書データ全量と想定しており、その全量を移行する必要がある認識です。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
129	要件定義書（案）	111	4.3.3.	「参考資料2」に記載の情報より、会計システムはOracleStandard導入サーバが存在することより、仮想化基盤ではなく、物理サーバの実装を検討しています。物理サーバにおいて必要となるCPUスペック情報の記載をお願いします。	移行システム（ReIMS、CMS、会計）の要件により、仮想化基盤全体として最適化の検討が必要なためです。	情報は「参考資料3」、「参考資料4」で開示いたします
130	要件定義書（案）	111	4.3.3.	「参考資料2」の移行システム（ReIMS、CMS、会計）について、プラットフォーム記載のOSは請負業者手配、主なソフトウェア記載の製品は、移行システムで手配する認識で正しいでしょうか。	調達範囲を確認するためです。	認識に相違ありません。
131	要件定義書（案）	111	4.3.3.	「参考資料2」の移行システム（ReIMS、CMS、会計）について、プラットフォーム記載のOSバージョンの指定があれば、明記をお願いします。	ご要望要件の詳細確認のため、ご教示をいただきたく願います。	情報は「参考資料3」、「参考資料4」で開示いたします
132	要件定義書（案）	111	4.3.3.	移行システム（ReIMS、CMS、会計）の要件により、高スペック化が必要となります。移行システムの動作要件により、仮想化基盤全体として最適化の検討が必要となるため、移行システムで必要とするスペック情報の提供をお願いします。		情報は「6.3.4. ネットワーク関連機器」と「参考資料2. 仮想サーバのシステム構成一覧」で開示していると考えています。
133	要件定義書（案）	111	4.4.1.(1)のE	今回導入予定一部SaaS製品にて日本国内デDCをメインDC、海外DCを副DCとして冗長化を行い、データを保管するサービスがございます。契約者と製品ベンダ間は日本国法に準拠します。そのため問題ないと考えていますが、よろしいでしょうか。	仕様を満たしているかの確認のため。	問題ありません。
134	要件定義書（案）	112	4.5.(1)のI	仮想マシンのスケールアップ(ディスク、メモリ増設)は可能ですが、スケールアップを行う際には、仮想マシンの再起動が必要となるため、「稼働中のシステムに極力影響のない・・・」の記載を削除願います。	実現が困難であるため	「極力」であるため問題ない認識です。
135	要件定義書（案）	112	4.5.(1)のウ	55ヶ月間の運用とありますが54ヶ月間の運用の誤記と考えますのでご確認ください。	記載内容を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
136	要件定義書（案）	112	4.5.(1)のE	IaaS構成の場合は、本項対象外と考えてよろしいでしょうか。	対象範囲を明確化するため	ご認識のとおりです。
137	要件定義書（案）	112	4.5.(1)のオ	SaaSにて提供される機器は対象外という認識でよろしいでしょうか。	対象範囲を明確化するため	ご認識のとおりです。
138	要件定義書（案）	113	4.6.(1)のウ	以下の記載としていただけませんか。 「OS・モジュールを含むソフトウェアのバージョンアップ情報、ハードウェア機器のファームウェアのバージョンアップ情報を把握し、原則、納品時までにバージョンアップ等に対応できるようにすること。（最新バージョンでのシステム運用に支障がある場合には、情報システム担当別途協議すること。）」	最新バージョンとした場合も、提供機能の一部に支障があるなど、運用に支障が出るケースがあるため。	要件定義書4.6.(1)のEと同様の主旨が記載されているため、要件の変更は不要と認識しております。
139	要件定義書（案）	114	4.8.(1)のA～E	大規模災害発生時はサーバ再構築含む業務再開については、別途協議の認識でよろしいでしょうか。災害発生時の日常業務の継続は難しいと考えます。費用削減のため、表現の修正を検討頂けないでしょうか。		業務の再開タイミングは別途協議する旨を追加します。
140	要件定義書（案）	114	4.9.(1)のA	「全てのデータを別の事業者が提供するサービスに移行可能な形式で媒体等に出力できること」と記載がございますが、本記載では範囲が広く、また、第6期のシステム構成によっては、対応できないものが出てくるのが想定されます。そのため、「当研究所と協議の上、移行データを検討し、外部媒体に出力する移行データを決定する。」といった記載内容に修正いただけないでしょうか。 また、出力したデータの保管先は第6期PC-LANシステムの受注業者様にて準備いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	仕様書記載の内容を具現化可能とするため	当研究所と協議のうえ移行データを決定し、移行データを決定するという記載に変更します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
141	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のア	以下の記載を追記いただけませんか。 「請負事業者はサービス提供のために保管した当研究所の全てのデータを別の事業者が提供するサービスに移行可能な形式で媒体等に出力できること。ただし、クラウドサービスについて別途協議の上決定することとする。」	クラウドサービスは、サービス形態等によりデータの出力可否や形式が異なるため。	当研究所と協議のうえ移行データを決定し、移行データを決定するという記載に変更します。(クラウドサービスに限定せず記載を修正します。)
142	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のイ	運用保守業務にて対応可能な範囲内という前提で考えて問題ございませんでしょうか。	対応範囲の精査、見積精度を向上するため	認識に相違ありません。
143	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のウ	以下文言を追加いただけませんか。 【変更案】 「データ移行作業が完了した後、請負事業者の責において速やかに全ての保管データを完全に消去し、その証明ができる書面を当研究所に提示し、その内容に対して当研究所の了承を得ること。ただし、クラウドサービスについて別途協議の上決定することとする。」	SaaSサービスによって提供可能なデータが異なるため	クラウドサービスに関する文言を追記します。
144	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のウ	データ消去の対象はクライアントPC、プリンタ/複合機、ネットワーク機器を想定しておりますが問題ありませんでしょうか ※クラウドサービスについても対象になる場合は、別途協議の上決定とさせていただきます。	データ消去作業の工数を明確化し、見積制度を向上するため。	問題ありません。
145	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のウ	以下文言を追加いただけませんか。 【変更案】 「データ移行作業が完了した後、請負事業者の責において速やかに全ての保管データを完全に消去し、その証明ができる書面を当研究所に提示し、その内容に対して当研究所の了承を得ること。ただし、クラウドサービスについて別途協議の上決定することとする。」	クラウドサービスは、サービス形態等によりデータ消去に関する手順や方針が異なるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。
146	要件定義書（案）	114	4.9.の(1)のウ	以下の記載を追記いただけませんか。 「データ移行作業が完了した後、請負事業者の責において速やかに全ての保管データを完全に消去し、その証明ができる書面を当研究所に提示し、その内容に対して当研究所の了承を得ること。ただし、クラウドサービスについて別途協議の上決定することとする。」	クラウドサービスは、サービス形態等によりデータ消去に関する手順や方針が異なるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。
147	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)	「(1)基本項目」の項目に、下記の文言を追加していただくことは可能でしょうか。 「トークンレスワンタイムパスワードの場合には、パスワード情報とは別にユーザのみが知り得る4桁の数字配列(PIN)等を使用することが望ましい」 「そのPINはユーザが設定する機能を有していること」	トークンレスワンタイムパスワードには様々な方式がありますが、よりユーザへの負荷が少ない方式の方が結果的に利便性もセキュリティも向上できるためご提案いたします。	ご意見として承ります。
148	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)	「(1)基本項目」の項目に、下記の文言を追加していただくことは可能でしょうか。 「利用者による認証手続きはより簡単で直感的に使用できることが望ましい」	トークンレスワンタイムパスワード認証におけるユーザ様への負担を減らすべくご提案いたします。	ご意見として承ります。
149	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のイ	多要素認証の実装を行う場合、認証箇所については端末ログイン時の認識でよろしいでしょうか。	要求される機能の詳細を理解するためご教示いただきたく願います。	ご認識のとおりです。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
150	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のイ	ソフトウェアトークンや物理トークンを用いて、2要素認証を行える認証製品を選定しております。しかし次期システムでは、端末利用用途が顧客拠点における端末ログオン時の認証であるため利便性を鑑みドメインのID/PW及びトークレンスのOTPを利用した認証を1要素2パスワードの利用方法で導入したいと考えております。問題ないでしょうか。 トークレンスのOTPとは、端末上でお客様で指定したPINコードを入力し自動でOTPを発行する仕組みになります。	複数の他省庁におきましてもADのパスワードとトークレンスワンタイムパスワードによる認証が採用されておりお客様のユーザビリティ及び利便性を向上するため。	問題ありません。
151	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のイ	外部（インターネット経由）からの接続（盗難や紛失リスクが高い所外利用）の場合は多要素認証、内部（所内ネットワーク経由）から接続（デスクトップとして自席利用のみであり、入室はセキュリティカードで管理された環境）の場合は多段階認証といった形で、認証における多要素認証のポイントを明示した提案は要件実現とみなされるでしょうか。		外部からの接続のみ多要素認証としても、外部からの接続は多くないため、多要素認証を実現したとは言いがたく、要件を満たすとは言えないと考えます。
152	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のイ	VPNで接続する場合の認証も二要素以上である必要がありますでしょうか。	要件を明確化するため。	必ずしも必要ない認識です。
153	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のイ	以下の認証方式を追加いただけませんか。 「端末固有のMACアドレス情報による認証」	製品選定の幅を広げるため	ご意見として承ります。
154	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のオ及びキ	要件について、機能実装ではなく運用実現で問題ないでしょうか。職員様がユーザIDなどの認証情報が停止、新規配布する際、PC-LANシステムは利用できない想定であり、書面配布等で認証情報を伝えることを想定しています。		ご認識のとおりです。
155	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のケ及びコ	コスト低減化と機能最適化のため、以下要件の緩和をお願いします。 --- (ケ)→利用禁止ソフトの検疫要件の緩和をお願いします。 (コ)→「データの暗号化機能が導入されているか否」の検疫要件の緩和をお願いします。		運用での対応を含めて対応可能であると認識しています。
156	要件定義書（案）	117	5.2.の(1)のコ	下記要件については要件を記載の通り満たす製品が限定されることが考えられます。可能であれば要件削除を検討をいただけないでしょうか。 [マルウェア等対策が講じられ、最新のパターンファイルが適用されているか否か等を判断基準として、……] 難しい場合、下記対応でも可とさせていただくことは可能でしょうか。 【対応案】 ウイルス対策やパッチ適用がなされていることを確認できる状況かつ、最新のパターンが適用されていない端末への対処が可能な構成であること	製品選定の幅をもたせるため	要件の削除は行いませんが、対応案の方針で問題ない認識です。
157	要求仕様書（案）	118	5.2.の(2)のア及びイ	「接続超過を検知できる機能を有すること。」について確認させていただきます。 所内からの接続については、共有端末等があることから接続超過制限の対象外との認識です。 外部からの接続デバイスについて4台を上限として接続を制限できることという認識でよろしいでしょうか。	要求される機能の詳細を理解するためご教示いただきたくお願いいたします。	ご認識のとおりです。
158	要件定義書（案）	118	5.2.の(2)のイ	本項目は接続台数が超過した場合検知する機能が必要でしょうか。事前に接続可能な端末を制限することで対応は不可でしょうか。	製品が限られており、製品選定の幅を広げるため	検知する機能は必要ないため、要件を削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
159	要件定義書（案）	118	5.3.の(1)のキ	以下の記載としていただけませんか。 【変更案】 「許可された職員及び研究員については、SSL-VPN若しくはそれと同等のセキュリティが確保された接続(WindowsのSSTP、MacOS、IOS、AndroidのL2TP/IPsecなど)により研究所外から第五期RIETI PC-LANシステムへの安全な接続が行えること。」	要件を明確化するため。	要件の追加は行いませんが、ご提案の方針で問題ない認識です。
160	要件定義書（案）	118	5.3.の(1)のキ	以下の記載としていただけませんか。 「許可された職員及び研究員については、SSL-VPN若しくはそれと同等のセキュリティが確保された接続(WindowsのSSTP、MacOS、IOS、AndroidのL2TP/IPsecなど)により研究所外から第五期RIETI PC-LANシステムへの安全な接続が行えること。」	要件を明確化するため。	要件の追加は行いませんが、ご提案の方針で問題ない認識です。
161	要件定義書（案）	118	5.3.の(1)のケ	特権ID管理ソフトを導入するのではなく、作業内容を、作業管理台帳などを用い記録に残すことで、情報システム担当様にて閲覧可能な運用とし不正を防止するといった、運用での対処で問題がないと考えてよろしいでしょうか。	製品導入によるコストをなくし、費用低減するため	問題ありません。
162	要件定義書（案）	118	5.3.の(1)のケ及び(2)のア	システム管理者と特権アカウントの位置づけが不明ですので、明確化をお願いします。また特権アカウントがroot/Administratorですと改ざん等も可能になりますが要件の確認をお願いします。		特権アカウントをシステム管理アカウントに変更します。
163	要件定義書（案）	119	5.3.の(2)のキ	クラウドサービス利用時は、仮想基盤のハイパーバイザー操作権は利用者側にごさいます。 以下の記載としていただけませんか。 【変更案】 「表 4 特権IDアクセス管理の対象」に示す対象の特権IDアクセスを管理できること。ただし、クラウドサービス等運用管理主体が事業者側となる機能についてはこの限りではない	事業者が運用管理主体となるサービスに関しては、特権IDの管理が事業者側となるケースが一般的であるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。
164	要件定義書（案）	119	5.3.の(2)のキ	以下の記載としていただけませんか。 「表 4 特権IDアクセス管理の対象」に示す対象の特権IDアクセスを管理できること。ただし、クラウドサービス等運用管理主体が事業者側となる機能についてはこの限りではない」	事業者が運用管理主体となるサービスに関しては、特権IDの管理が事業者側となるケースが一般的であるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。
165	要件定義書（案）	119	5.3.の(2)のク	クラウドサービス利用時は、仮想基盤のハイパーバイザー操作権は利用者側にごさいます。 以下の記載としていただけませんか。 【変更案】 「特権IDのアクセスログは改ざんができない仕組みが導入されていること。 ただし、クラウドサービス等運用管理主体が事業者側となる機能についてはこの限りではない」	事業者が運用管理主体となるサービスに関しては、特権IDの管理が事業者側となるケースが一般的であるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。
166	要件定義書（案）	119	5.3.の(2)のク	以下の記載としていただけませんか。 「特権IDのアクセスログは改ざんができない仕組みが導入されていること。 ただし、クラウドサービス等運用管理主体が事業者側となる機能についてはこの限りではない」	事業者が運用管理主体となるサービスに関しては、特権IDの管理が事業者側となるケースが一般的であるため。	クラウドサービスに関する文言を追記します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
167	要件定義書（案）	120	5.4.の(1)のエ	HTTPS及びHTTPパケットのウイルススキャンについては、外部WEBIにアクセスした際の不審なサイトであるかをチェックすることで代替案とさせていただきますでしょうか	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	不審なサイトであることを確認できることに要件を緩和します。
168	要件定義書（案）	120	5.4.の(1)のエ	プロキシ製品でHTTP通信及びHTTPS通信のIPアドレスやURLをC&C情報と突合することでマルウェアの対策を行います。万が一侵入した場合は、エンドポイント製品でダウンロードしたファイルをスキャンすることで対策を行いますか問題ないでしょうか。	要件を明確化するため。	問題ありません。
169	要件定義書（案）	120	5.4.の(2)のカ	「1世代前へのロールバック」による復旧について、想定製品では、不具合時は修正パッチの緊急リリースで対応しております。パターンファイル不具合の対応として、修正パッチによる対策にて代替案とさせていただきますでしょうか。	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	緊急リリースを待てない場合の対応であるため、要件の緩和は行いません。
170	要件定義書（案）	120	5.4.の(3)のア	検知時にウイルスの駆除ではなく、該当のメールを拒否か破棄でき、且つ添付ファイルを削除することで配送または隔離を選択可能な対応で問題ないでしょうか。	一般的なウイルス対策製品では後から確認可能にするため、ウイルスを駆除しないため。	問題ありません。
171	要件定義書（案）	121	5.4.の(3)のウ	「送信者および情報システム担当へ通知」との記載がありますが、同報ではなく情報システム担当（ヘルプデスク）からの送信者への通知で代替案とさせていただきますでしょうか	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	問題ありません。
172	要件定義書（案）	121	5.4.の(3)のウ	送信者及び情報システム担当へ通知可能な製品は限定されるため、公平性の観点より以下に変更いただけませんか。 送信者若しくは情報システム担当へ通知すること。	製品選定の幅をもたせるため	要件の変更は行いませんが、同報ではなく情報システム担当から送信者への通知という形での対応も認めることとします。
173	要求仕様書（案）	121	5.4.の(4)のイ	「情報システム担当および利用していた職員及び研究員への通知機能」との記載がありますが、同報ではなく情報システム担当（ヘルプデスク）からの送信者への通知で代替案とさせていただきますでしょうか	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	問題ありません。
174	要件定義書（案）	121	5.5.の(1)のイ	以下の記載としていただけませんか。 「3社以上の迷惑メール判定エンジンによる、多角的な判定を元に迷惑メール判定を行うことが望ましい。」	公開データベースのブラックリスト、ホワイトリスト(IPレピュテーション等)のみでは、判定ミスが多くなり、利用者の混乱を招くばかりか、セキュリティリスクが増大するため、昨今は複数のセキュリティベンダのエンジンによる多角的な迷惑メール判定を行うのが一般的となっております。	ご意見として承ります。
175	要件定義書（案）	121	5.5.の(1)のエ	昨今のセキュリティ情勢を踏まえ、以下の記載に変更いただけませんか。 「管理者の機能として、職員及び研究員ごとにカスタムブラックリスト、カスタムホワイトリスト及び判定条件のカスタマイズをGUIベースで実施できる機能を有することが望ましい。 利用者用の機能として、職員及び研究員ごとにカスタムブラックリスト、カスタムホワイトリストをGUIベースで実施できる機能を有すること。」	セキュリティレベルを統一する観点から、「判定条件のカスタマイズ」は管理者のみの機能として提供すべきと考えます。	判定条件のカスタマイズは管理者のみ実施できる機能とします。
176	要件定義書（案）	121	5.5.の(1)のエ	以下の記載に変更いただけませんか。 「管理者の機能として、職員及び研究員ごとにカスタムブラックリスト、カスタムホワイトリスト及び判定条件のカスタマイズをGUIベースで実施できる機能を有すること。 利用者用の機能として、職員及び研究員ごとにカスタムブラックリスト、カスタムホワイトリストをGUIベースで実施できる機能を有すること。」	セキュリティレベルを統一する観点から、「判定条件のカスタマイズ」は管理者のみの機能として提供すべきと考えます。	判定条件のカスタマイズは管理者のみ実施できる機能とします。
177	要件定義書（案）	121	5.5.の(1)のエ及びク	ユーザごとに判定条件をカスタマイズすることは困難(ホワイトリスト等を編集することは可能)であるため、判定条件のユーザごとのカスタマイズの要件削除をお願いいたします。	製品選定の幅をもたせるため	ユーザごとの判定条件のカスタマイズは困難であるため、要件を一部削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
178	要件定義書（案）	121	5.5.の(1)のク	以下の記載に変更いただけませんか。 「管理者の機能として、送信元、送信先、件名、本文内のキーワードに含まれる文字列による指定、添付ファイルの有無、サイズによるフィルタリングを指定できること。」	セキュリティレベルを統一する観点から、「判定条件のカスタマイズ」は管理者のみの機能として提供すべきと考えます。	判定条件のカスタマイズは管理者のみ実施できる機能とします。
179	要件定義書（案）	122	5.5.の(1)のサ	以下の記載を追記いただけませんか。 「インターネットから当研究所内に電子メールが到達した際、以下の条件に合致した電子メールはスパムメールとして判定を行うこと。 既知のスパム発信元であることを確認できる評価データベースに照会を行い、送信元のIPアドレスまたはドメイン情報が、当該データベースに登録されている場合。 電子メール中に含まれるIPアドレス、ドメイン情報または文字列等に、特定のキーワードが含まれている場合。 電子メール本文中に含まれる語彙を分析し、ベイジアン理論等に基づき、一定の閾値を超えた値を示している場合。 電子メールに含まれる情報を元にSPF認証を行い、認証ができない場合 また、上記以外にも、メール全体要素から脅威レベルを総合評価し、誤検知・過検知のリスクを低減する仕組みを有していることが望ましい。」	迷惑メールは日々進化しており、元要件に記載した技術は運用期間終了時には既に陳腐化している可能性が高いため、意見した文言を入れていただくことで、常に最新のセキュリティレベルを維持し続けられると考えます。	ご意見として承ります。
180	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)	(2)はファイル共有上のデータを対象としたファイル暗号化要件の認識ですが、基本項目の暗号化要求範囲は、複数実装箇所を想定された記載となります。実装範囲に対する要件の明確化をお願いします。 補足 (ア)～(エ)はIRMを実装する機能での実現は不可		暗号化機能全般が対象範囲となります。
181	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のア	脆弱性が発見された場合に備え暗号モジュールの交換を任意で可能とする製品は限定されます。公平性の観点より以下に変更いただけないでしょうか。 【変更案】 今後システムで利用する暗号モジュールに脆弱性などが発見された場合、システムのコンポーネントとして暗号モジュールの交換を行えるよう随時対応すること。	製品選定の幅をもたせるため	対応可能な製品は複数ある認識です。
182	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のイ	複数のアルゴリズム及びそれらに基づいた安全なプロトコルを選択できる製品は限定されます。公平性の観点より以下に変更いただけないでしょうか。 【変更案】 今後システムで利用する暗号化アルゴリズムやプロトコルに脆弱性が発見された場合、安全なアルゴリズムやプロトコルが利用できるよう随時対応すること。	製品選定の幅をもたせるため	対応可能な製品は複数ある認識です。
183	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のウ	暗号モジュールが認証されている製品は限定されます。公平性の観点より以下に変更いただけないでしょうか。 【変更案】 今後システムで利用する暗号化アルゴリズムやプロトコルに脆弱性が発見された場合、安全なアルゴリズムやプロトコルが利用できるよう随時対応すること。	製品選定の幅をもたせるため	対応可能な製品は複数ある認識です。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
184	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のエ	耐タンパ性を有する暗号モジュールに対応した製品は限定されま す。公平性の観点より、以下に変更いただけませんか。 【変更案】 耐タンパ性を考慮し、解読が困難な通信セキュリティや暗号化アル ゴリズムを使用して暗号化を行うこと。	製品選定の幅をもたせるため	対応可能な製品は複数ある認識です。
185	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のク	(ク)はWWW公開などで利用されるHTTP/HTTPSプロトコル要件 (外部のHTTP公開サービスに対する通信の暗号化要件の認識で 正しいか)		ご認識のとおりです。
186	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のシ	クラウドサービス上の暗号化機能を保持した製品は限定されま す。公平性の観点より、以下に変更いただけませんか。 【変更案】 クラウドサービス上にデータを保存する場合、クラウドサービス上 の暗号化機能を利用すること。あるいは、外部からデータにアクセ スできない措置を講じること。	製品選定の幅をもたせるため	クラウドサービス上の暗号化機能を利用するか、外部から データにアクセスできないようにすることを認めるよう要件を 変更します。
187	要件定義書（案）	123	5.6.1.の(1)のセ	AES 256bit形式が危険化した場合の対応方針を事前に明示可能 な製品は限られます。下記に変更いただけませんか。 【変更案】 利用する暗号方式は、Cryptography Research and Evaluation Committeesが公表する電子政府推奨暗号リストに掲載されている 最新の方式を採用すること。また、第五期RIETI PC-LANシステム の運用中に当該暗号方式が危険化した場合は、より強度な暗号 方式への変更を検討すること。	製品選定の幅をもたせるため	より強度な暗号方式への変更について当研究所と協議する こととして要件を変更します。
188	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)	記載要件の組み合わせでは、製品が事実上、特定されるご要件と なっています。必要なご要件を絞り込みいただけませんか。	製品選定の幅を広げるため、緩和をお願いします。	製品指定を回避するため、(イ)、(ロ)及び(シ)の一部を変更 します。
189	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のイ	視覚的わかるだけでなく、ファイル名からも暗号化されているこ とが、判別できることが望ましいと考えます。	ファイルが暗号化されているかいないかの状態管理が、困難とな るため。 (暗号化対象フォルダ内のファイルが暗号化されていることを容易 に担保できるため)	「視覚的に」判別できることの要件を削除します。
190	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のエ	本要件はファイルサーバにおける共有フォルダの暗号化を意図し ていると考えております。暗号化可能な形式を追加する方式より、 暗号化したくないものをホワイトリストに登録するほうが暗号化し忘 れや情報システム担当者様の作業を低減できると考えます。その ため、以下に文言を修正いただけませんか 【変更案】 ファイルの暗号化の対象ファイル形式として、Officeファイル、 PDF、テキスト(txt, xml)をサポートをしていること。 また、暗号化する拡張子、もしくは暗号化を行わない拡張子を対象 とできることが望ましい	仕様の明確化	対応可能であると認識しているため、変更はしません。また、 暗号化しない拡張子を選べるようにすると、暗号化をかけ忘 れる恐れがあると考えております。
191	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のエ	必須以外、任意で対象とできる形式は限定されるため、必須以外 は対応している形式の範囲での実現となる。		認識に相違ありません。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
192	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のオ	本要件はファイルサーバにおける共有フォルダの暗号化を意図していると考えております。暗号化可能な形式を追加する方式より、暗号化したくないものをホワイトリストに登録するほうが暗号化し忘れや情報システム担当者様の作業を低減できると考えます。そのため、以下に文言を修正いただけませんか 【変更案】 情報システム担当で暗号化する拡張子、もしくは暗号化しない拡張子を追加、反映できることが望ましい	仕様の明確化	対応可能であると認識しているため、変更はしません。また、暗号化しない拡張子を選ぶようにすると、暗号化を忘れられる恐れがあると考えております。
193	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のオ	お客様側で任意の形式を追加・反映はできない。		対応可能であると認識しているため、削除はしません。
194	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のシ	本要件は、自動暗号化されたファイルに対して、視覚的にも元のファイル種別がわかることが目的だと想定しております。 また、暗号化する際、元の拡張子を変更されない製品は限定されます。公平性の観点より以下に変更いただけませんか。 【変更案】 ファイルの暗号化、復号化が簡易な方法で操作できること。また暗号化する際、元の拡張子を変更されない、あるいはアイコンが通常のOfficeやPDFアイコンのように変更されるなどにより、元のファイルが視覚的にわかりやすくなること。	製品選定の幅をもたせるため	製品指定につながるため、また下記以降の要件(拡張子の要件)を、元の拡張子が判別できることに変更します。
195	要件定義書（案）	124	5.6.1.の(2)のシ	元の拡張子を変更されないことについて、製品が限定されるため緩和をお願いします		製品指定につながるため、また下記以降の要件(拡張子の要件)を、元の拡張子が判別できることに変更します。
196	要件定義書（案）	124	5.6.2.の(1)のエ	本要件はZipファイルを受け取れない相手へファイルを送付するための要件と考えてよろしいでしょうか。 本認識で合っている場合、zipファイル以外の拡張子でメールを送付可能とすることで、要件を満たすことにはなりませんでしょうか。	製品選定の幅をもたせるため	Zipファイルを受け取れない相手へファイルを送付することもあるため、必須の機能となります。なお、添付ファイル全般を利用できない場合にも備えた措置であるため、リンクからダウンロードする機能が必要です。
197	要件定義書（案）	124	5.6.2.の(1)のエ	記載の削除または「望ましい」要件に変更いただけませんか。	機能の利用に追加コストがかかるため。	Zipファイルを受け取れない相手へファイルを送付することもあるため、必須の機能となります。なお、添付ファイル全般を利用できない場合にも備えた措置であるため、リンクからダウンロードする機能が必要です。
198	要件定義書（案）	125	5.6.2.の(1)のキ	以下の内容を削除または「望ましい」要件に変更いただけませんか。 「また、送信メールが破棄されるまでの間、一定の時間間隔でリマインドメールが送信者へ送付されること。」	機能の利用に追加コストがかかるため。	保留にしたうえで送信者に通知できること、保留時間経過後未承認の場合は削除されることが必要です。(一定の時間間隔でリマインドメールを送付することは必要ないため、要件を修正します。)
199	要件定義書（案）	125	5.6.2.の(1)のキ及びク	製品の幅を持たせるため、リマインドメールの要件を削除いただけませんか。	製品の幅を持たせ、費用低減を行うため	保留にしたうえで送信者に通知できること、保留時間経過後未承認の場合は削除されることが必要です。(一定の時間間隔でリマインドメールを送付することは必要ないため、要件を修正します。)
200	要件定義書（案）	125	5.6.2.の(1)のク	以下の記載に変更いただけませんか。 「破棄されるまでの時間を当研究所の申請により設定、変更することが可能であること。」	機能の利用に追加コストがかかるため。	リマインドメールの要件は削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
201	要件定義書（案）	125	5.6.2.の(1)のク	以下の記載に変更いただけませんでしょうか。 「破棄されるまでの時間を当研究所の申請により設定、変更することが可能であること。」	製品が限定される可能性があるため。	リマインドメールの要件は削除します。
202	要件定義書（案）	125	5.6.3.の(1)のア	「ファイルの形式に合わせて、マクロ等の不要な部分を削除または書き換えること」との記載がありますが該当ファイルを削除及び通知といった方式での代替案とさせていただきますでしょうか。	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	該当ファイルの削除と通知を必須の要件とし、マクロ等の削除は望ましい要件にします。
203	要件定義書（案）	125	5.6.3.の(1)のア	本項目を満たせる製品が限定され、かつ相当高額であるため、削除をお願いします。	公平性の確保及びコスト低減のため	該当ファイルの削除と通知を必須の要件とし、マクロ等の削除は望ましい要件にします。
204	要件定義書（案）	125	5.6.3.の(1)のア	記載の削除または「望ましい」要件に変更いただけませんでしょうか。	機能の利用に大幅なコスト増加が見込まれるため。	該当ファイルの削除と通知を必須の要件とし、マクロ等の削除は望ましい要件にします。
205	要件定義書（案）	125	5.6.3.の(1)のイ	「ファイルの形式に合わせて、マクロ等の不要な部分を削除または書き換えること」との記載がありますが該当ファイルを削除及び通知といった方式での代替案とさせていただきますでしょうか。	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	該当ファイルの削除と通知を必須の要件とし、マクロ等の削除は望ましい要件にします。
206	要件定義書（案）	126	5.7.1.の(1)のオ	想定対応件数(／日)のご指定をお願いします。 また、手動対応か自動対応か明示化をお願いします。	見積精度の向上及び 公平性確保のため。	本件は第2GSOC関連の要件であり、第2GSOC関連の要件は別調達とすることとしたため、要件を削除します。
207	要件定義書（案）	126	5.7.1.の(1)のオ	「不正侵入防御」にて記載されておりますが、EDR機能にも第2GSOCからの情報収集の項目があり、EDRにて取り込めれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	製品選定の幅をもたせるため	本件は第2GSOC関連の要件であり、第2GSOC関連の要件は別調達とすることとしたため、要件を削除します。
208	要件定義書（案）	126	5.7.1.の(1)のオ～ケ	実現製品が限定されるため、機能実装ではなく運用対応による実現も許容するよう、要件緩和をお願いします。また、本機能利用に係る運用について、運用保守要件へ明記をお願いします。		本件は第2GSOC関連の要件であり、第2GSOC関連の要件は別調達とすることとしたため、要件を削除します。
209	要件定義書（案）	126	5.7.1.の(1)のカ	情報を受け取る通信経路については、今回の調達範囲ではなく、別途ご提示いただける認識でよろしいでしょうか。 今回の調達範囲として必要な場合は、詳細に要件の記載をお願いします。	要件を明確化するため	本件は第2GSOC関連の要件であり、第2GSOC関連の要件は別調達とすることとしたため、要件を削除します。
210	要件定義書（案）	126	5.7.2.の(1)のア	重要情報があるIaaS基盤上へのアクセス制御を実現できることが要件であると認識しております。そのため、IaaS基盤上の各サーバへのアクセス制御が実現できれば、各拠点へのファイアウォールは設置不要と考えますが、問題ございませんでしょうか。	構成を最適化し、コスト低減を行うため	問題ありません。
211	要件定義書（案）	127	5.7.3.の(1)のイ	要件の後半の記載が途切れているように思われます。ご確認いただけますでしょうか。	要件を明確するため	誤記であるため訂正します。
212	要件定義書（案）	127	5.7.4.の(1)のイ	以下に要件を変更いただけませんでしょうか 【変更案】 頻繁にアクセスするコンテンツへのアクセスリクエストに対し、素早くコンテンツの配信を行える機能を有すること。ただし、プロキシをオンプレミスではなくクラウドサービスとして導入する場合は、この限りではない。	プロキシをオンプレミスではなくクラウドサービスとして導入する場合、コンテンツキャッシュが仮にあったとしてもコンテンツ配信速度の向上は見込めないと考えるため。	SaaSサービスの場合は不要と記載を修正します。
213	要件定義書（案）	127	5.7.4.の(1)のイ	以下の記載に変更いただけませんでしょうか。 「頻繁にアクセスするコンテンツへのアクセスリクエストに対し、素早くコンテンツの配信を行える機能を有すること。 但しクラウドサービスでの実現とする場合、本機能は不要とする。」	オンプレミスのプロキシの場合、GW環境の通信量削減の観点でコンテンツキャッシュをもつ意味がありますが、クラウドサービスの場合、キャッシュを持ったとしても、お客様GW側の通信量は一切変動しないので、意味が無いと考えます。 そのため、プロキシ機能をクラウドサービスで実現する場合、本機能は不要と考えます。	SaaSサービスの場合は不要と記載を修正します。
214	要件定義書（案）	127	5.7.4.の(1)のコ	該当要件の実現について、プロキシ製品ではなく、別セキュリティ対策機能による実現でよろしいでしょうか。	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	駆除の文言は削除します。また、プロキシ製品以外での対応も認めることとします。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
215	要件定義書（案）	127	5.7.4.(1)のロ	一般的なウイルス対策製品では誤検知や検知したウイルスの実態確認のため、駆除は行いません。そのため、駆除という言葉は削除いただけないでしょうか。	一般的なウイルス対策製品では後から確認可能にするため、ウイルスを駆除しないため。	駆除の文言は削除します。また、プロキシ製品以外での対応も認めることとします。
216	要件定義書（案）	127	5.7.4.(1)のロ	HTTP経由で感染を試みるウイルスを検知し、駆除又は遮断ができること。】について他製品での実現を可能とするため、以下のように修正いただけますようお願いいたします。 【変更案】 HTTP経由で感染を試みるウイルスを検知し、駆除や遮断ができること。ただし、プロキシではなくファイヤーウォールやクライアントPC側での対応も可とする。	製品選定の幅をもたせるため構成を最適化し、費用低減を行うため	駆除の文言は削除します。また、プロキシ製品以外での対応も認めることとします。
217	要件定義書（案）	127	5.7.4.(1)のロ	複合的な製品の組み合わせでの実現になり、コスト低減化と機能最適化のため、要件の緩和をお願いします。ウイルス感染のリスクがあるサイトへの接続を遮断することは可能です。		対応可能な製品があり、必要な機能である以上、削除はしません。
218	要件定義書（案）	128	5.8.(1)のイ	変更契約を締結するにもかかわらず調達範囲とするのは整合的でないと考えため修正をお願いいたします。		調達範囲とするという記載を削除します。
219	要件定義書（案）	128	5.8.(1)のオ	SIEMなどセキュリティ機能の統合管理要件であると想定しますが、大幅なコスト増となるため、要件削除をお願いします		運用効率の向上等で対応することも可とし、要件の削除は行いません。
220	要件定義書（案）	129	5.8.1.(1)のイ及びウ	複合的な製品の組み合わせでの実現になり、コスト低減化の観点で要件の緩和をお願いいたします。		対応可能な製品があり、必要な機能である以上、削除はしません。
221	要件定義書（案）	129	5.8.2.(1)のウ	第2GSOCより提供された、任意のハッシュ値で検索が可能であることをもって要件を満たす理解で正しいでしょうか。		本要件は第2GSOC関連の要件ですが、第2GSOC関連の要件は本調達と別調達とすることにしたため、要件を削除します。
222	要件定義書（案）	129	5.8.2.(1)のウ及び(2)のア	想定対応件数(／日)のご指定をお願いします。また、手動対応か自動対応か明示化をお願いします。	見積精度の向上及び公平性確保のため。	本要件は第2GSOC関連の要件ですが、第2GSOC関連の要件は本調達と別調達とすることにしたため、要件を削除します。
223	要件定義書（案）	129	5.8.2.(1)のカ	情報をアップロードする通信経路については、今回の調達範囲ではなく、別途ご提示いただける認識でよろしいでしょうか。 今回の調達範囲として必要な場合は、詳細に要件の記載をお願いします。	要件を明確化するため	本要件は第2GSOC関連の要件ですが、第2GSOC関連の要件は本調達と別調達とすることにしたため、要件を削除します。
224	要件定義書（案）	129	5.8.2.(1)のカ	第2GSOCのファイルサーバへのアクセス方式を明確化ください。自動アップロード機能は製品仕様として保持しておらず、運用にて手動アップロードを行うことで要件を満たす認識で問題ないでしょうか。		本要件は第2GSOC関連の要件ですが、第2GSOC関連の要件は本調達と別調達とすることにしたため、要件を削除します。
225	要件定義書（案）	130	5.9.	現行システムではSKYSEAで対応されている旨の記載がございますがSKYSEAと別途ログ管理製品が必要な仕様に見受けられます。そのため、対象や要件の明確化をお願いいたします。	要件を明確化するため	管理対象ログは要件定義書に追記します。 ・クライアントPCによる認証ログ、システムログ、アプリケーションログ ・ファイアウォール等のアクセスログ ・WWW公開サーバーのアクセスログ ・その他当研究所が管理対象として必要とするログ
226	要件定義書（案）	130	5.9.(1)のイ	監査証跡ログとして管理すべき情報が不明なため、取得対象は協議のうえ決定するよう表現の修正をお願いします。		取得対象は協議のうえ決定するという文言を加えます。
227	要件定義書（案）	130	5.9.(1)のウ	ログ情報取得対象の内、「電子メールのヘッダー情報及び送信内容」については、メールアーカイブとして保存を行うことで確認可能な情報となります。そのため、個別取得は必須ではないと考えさせていただきますのでよろしいでしょうか。	要件の目的を代替案で実現可能なため、緩和をお願いします。	要件を削除します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
228	要件定義書(案)	130	5.9.の(1)のウ	SKYSEAでの実施要件をまとめた項目と考えられるのですが、「通信パケットの内容」に関するログは対応していないため、要件を削除いただけますでしょうか。	要件を明確化するため	要件を削除します。
229	要件定義書(案)	130	5.9.の(1)のエ	5.9.の(1)のウ記載の内、通信パケットの内容については必要時に個別取得を行う認識でよろしいでしょうか。また、保存容量が膨大となるため、6か月間保存の対象外とさせていただきますか。	ストレージ容量にかなり影響が出る見込みであり、基盤規模を抑えるためです。	要件を削除します。
230	要件定義書(案)	131	5.10.の(2)	外部組織による監査の実現を検討するにあたり、必要となる監査基準、証明の想定をご教授いただけませんか。また、社内で規定する情報セキュリティ教育は全社員の受講を必須とし、受講管理も行っていますが、社内教育へ要件緩和いただくことは可能でしょうか。		会社としての認証の維持の取組の実施をもって要件を満たすと想定しています。そのことが分かるように要件定義書を修正します。
231	要件定義書(案)	131	5.9.の(1)のカ	・アーカイブログの暗号化の認識でよろしいでしょうか(ログのリアルタイムの暗号化は製品仕様上困難なため) ・暗号化はzip化で実現でもよろしいでしょうか		アーカイブログの暗号化ということで認識に相違ありません。Zip化で実現することでも問題ありませんが、確実に実施されるような工夫が必要です。
232	要件定義書(案)	132	5.11.の(1)のキ	「定期的に脆弱性診断を行う」とありますが、次に文言を追加いただきますようお願いいたします。 【変更案】 システム導入段階にて当研究所指定の脆弱性診断を行い対策を実施すること。	運用開始後に「初回の」脆弱性診断の対応を行うことは予期せぬトラブルでお客様業務に影響が及ぶ可能性があり難しいと考えるため	明示せずとも設計段階で実施すべきことと考えるため、要件の追加はしません。
233	要件定義書(案)	134	6.1.3.の(1)のエ	本項目の記載意図はパブリッククラウドを利用した第5期PC-LANシステム全体として入出力対策をしていることであり、各データごとに入出力対策をしていることがわかればよいという認識でよろしいでしょうか。	要件を明確化するため	ご認識のとおりです。
234	要件定義書(案)	134	6.1.3.の(1)のエ	以下の記載としていただけませんか。 「提供する各サービスのデータ(当研究所のメールやファイル等、サービス利用に係り授受するデータ)に対しては、必要に応じてスパム・ウイルス・フィッシング対策を実施していること。」	サービスの運用上、調査等を目的として、あえて対策を行わない場合があるため。	必要に応じてという文言を追加します。
235	要件定義書(案)	134	6.1.6.の(1)のア	以下の記載としていただけませんか。 「契約期間は2021年10月1日から、2026年3月31日まで(54ヶ月)であるため、それを想定したサービス選定を行うこと」	クラウドサービスの場合、5年後までにサービスが終了することは無い可能性が高いですが、「保証」は難しいサービスがほとんどであると思われるため。	保証することを確認することに変更し、あわせて確認できない場合は同等の機能の代替サービスを提供すること、という文言を追加するよう要件を変更します。
236	要件定義書(案)	134	6.1.6.の(1)のイ	以下の記載としていただけませんか。 「サービス提供を停止する場合は、当研究所と協議のうえに請負事業者の責において同等の機能を有する代替サービスを提供すること。同等の機能を提供できれば、複数サービスを組み合わせる形でも可とする。」	クラウドサービスの場合、サービス終了する際は後継サービスのリリースされることが想定されますが、サービス単体で同等以上の機能を保有しているという保証ができないケースがほとんどだと考えられるため。	現在の記載でも複数サービスの組合せを排除するものではないと考えるため、要件の変更はしません。
237	要件定義書(案)	137	6.2.2.の(3)のウ	以下の記載としていただけませんか。 「RIETI分室にて利用するIP電話は、第5期RIETIPC-LANシステムの拠点間ネットワーク回線を利用するので、QoS、または請負事業者が提案する同等の機能により通信の制御を行いIP電話の音声データによる通話品質の向上に配慮した設計とすること。」	QoSは優先制御や帯域制御を行う機能ですが、通話品質を保証するものではないため	通話品質の向上に配慮した設計とすることと要件を修正します。
238	要件定義書(案)	138	6.2.2.の(6)のア	以下の記載としていただけませんか。 【変更案】 「許可された職員及び研究員については、SSL-VPN若しくはそれと同等のセキュリティが確保された接続(WindowsのSSTP、MacOS、IOS、AndroidのL2TP/IPsecなど)により研究所外から第5期RIETIPC-LANシステムへの安全な接続が行えること。」	要件を明確化するため。	要件の追加は行いませんが、ご提案の方針で問題ない認識です。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
239	要件定義書（案）	138	6.2.2.(6)のア	以下の記載としていただけませんか。 「VPNは、職員、研究員及び請負事業者の外部から第五期RIETI PC-LANシステムへのリモート接続を行うためにSSL-VPN接続若しくはそれと同等のセキュリティが確保された接続(WindowsのSSTP、MacOS、IOS、AndroidのL2TP/IPsec)等のセキュリティの高い接続を実現すること。また、VPN接続による第五期RIETI PC-LANシステム上のサーバーやサービスについて、アクセス制御ができること。	要件を明確化するため。	要件の追加は行いませんが、ご提案の方針で問題ない認識です。
240	要件定義書（案）	138	6.2.2.(6)のオ	ソフトウェアを導入しない旨の記載があります。製品が限定されるため以下文言に変更いただけませんか。 【変更案】 原則、利用する端末に対してソフトウェアの導入設定作業を必要としないこと。また、利用する端末を変更する場合にソフトウェアを削除する等の特別な変更作業を要しないこと。 ただし、利用者様への操作性等配慮した手順書を作成し対応する場合に限りソフトウェアの導入が必要になる製品での対応も認める。	製品の幅を持たせるため	手順書に基づくソフトウェアの導入を当研究所が認める場合はこの限りではないと要件を修正します。
241	要件定義書（案）	139	6.3.1.	物理サーバを導入しない(IaaS環境)場合は、物理サーバ関連項目は対象外と考えてよろしいでしょうか。	仕様を明確化するため	ご認識のとおりです。
242	要件定義書（案）	139	6.3.1.(2)	(2)機器項目以下のサプライチェーン・リスクに対する機能をご提案いたします。 【仕様案】 ・サーバー起動時にファームウェアの改ざんがないことを確認してから起動する機能を有すること。また、本機能の処理はCPUに依存することなく、管理プロセッサ等で行われること。正常性確認ロジックそのものが改ざんされないよう、本機能はメーカー自身により設計されサーバー管理プロセッサにROMとして組み込まれており、不変であること。 ・ファームウェアの改ざんをOS稼働中に検知できる機能を有し、改ざんが検知された場合、信頼できる状態のファームウェア状態にOS稼働中にかつ自動で復旧する機能を有すること。検知機能は手動もしくは頻度を設定して自動的に実行できること。また、本機能の処理はCPUに依存することなく、管理プロセッサ等で行われること。 ・管理プロセッサはCNSA (Commercial National Security Algorithm Suite) に準拠した暗号アルゴリズムをサポートすること。 ・サーバーの電源が投入されていない輸送、設置作業中においても、システムボード、CPU、メモリ、PCIeスロット等のハードウェア構成の変更を検知できること。 ・サーバーの廃棄・再利用時に、NIST SP 800-88, Revision 1に準拠した、サーバーの初期化をGUI及びRESTful API経由で自動で一度に行う機能を有すること。	2018年12月10日に内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)から発表された「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ等について」において、サプライチェーン・リスクへの対策が、調達過程で求められるようになりました。左記の仕様を盛り込むことで、サプライチェーン・リスクへの対策が可能となります。 なお、令和2年6月30日付の各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議にて、貴所も本件の申し出に参加されている認識でございます。 昨今、増大するサプライチェーン・リスクによる機器の改ざんは管理体制のみでは防ぎきれません。ハードウェアのセキュリティ要件は、具体的な機能を明記することを推奨いたします。 また、神奈川県で発生したHDDの流失事件を考慮し、調達業者やリース会社に依存せず、ハードウェアの機能として、サーバ初期化の機能を有することを提案します。	ご意見として承ります。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
243	要件定義書（案）	139	6.3.1.の(2)	(2)機器項目運用において課題となるファームウェア管理機能について、効率的でミスの発生を防ぐための機能の追加をご提案します。 【仕様案】 以下のファームウェア管理・更新機能を有すること。 ・各サーバの現状のファームウェアバージョンとメーカーが提供するバージョンとを比較し、適用すべきファームウェアを自動的に選択し一括して適用する機能を有すること。 ・サーバのファームウェア更新の際にサーバ再起動が必要な場合、複数のファームウェアをまとめて更新した後で再起動できること。また、更新されたファームウェアの適用とそれに伴う再起動は、運用スケジュール上都合の良い任意のタイミングで実施できること。 ・ファームウェア更新の際、同時に対応するサーバOSのデバイスドライバの更新も自動的にに行えること。	運用の中で問題となりがちなファームウェア管理について、人的なミスを防ぎ、適切に計画的にファームウェアの管理を行うことで、運用コストの削減、システムの安定運用につながります。	ご意見として承ります。
244	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(1)のウ	「提供する製品の構成上、要件を最低限網羅するモデルよりも、より高性能なモデルであることが望ましい」と記載がありますが、こちらは要件を満たすだけでなく、望ましい要件も対応してほしいという記載と理解しています。要件を一部満たしていただくと一部性能が高性能なモデルが良いという解釈ではないということでしょうか？ また、本文で記載する高性能とはどういったものを想定されてますでしょうか。(CPU、メモリ等)	要件を明確化するため	要件を満たさないモデルは不合格と判定されると認識しております。また、「高性能」の定義ですが、CPUやメモリの容量が優れていることの他、それを含めた工夫により処理速度が高い等が該当すると考えております。
245	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(1)のエ	次期システムにおける端末セッティング等の現地作業は土曜日に実施可能でしょうか。 以下のようなスケジュールを想定しております。 ①旧機器の撤去(金曜日)→新機器の設置(土曜日) ②新機器設置(土曜日)→並行稼働→旧機器撤去 (※並行稼働期間中は机上にPCを2台置く想定)	作業内容の明確化及び見積精査のため	本調達の落札事業者決定後に、現行事業者と協議のうえ実施していただければ問題はありません。
246	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(2)のオ及び(3)のカ	増設可能なメモリスロットを有することが必須要件であり、増設作業については、通常運用作業外となる認識でよろしいでしょうか。	要件を明確化するため	認識に相違ありません。
247	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(2)のシ	接続端子の仕様を以下のように緩和いただけないでしょうか。 「HDMI、DVI-D、DisplayPort等の接続が可能であり、合わせて調達するディスプレイとの接続が可能であること。」	製品選定の幅を広げるため、緩和をお願いします。	HDMI等による接続が可能であり、また、あわせて調達するディスプレイとの接続が可能であることという要件に修正します。
248	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(2)のス	「キーボードは静穏性を考慮したものの選定すること」と記載がありますが、静音設計されているものを選定する必要があるということでしょうか。費用高騰のため、静音設計はされていないが一般的なノイズのものであれば許容していただけないでしょうか。	仕様の明確化及び見積精査のため	一般的なノイズレベルであれば許容されると想定しています。
249	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(3)のス	接続端子の仕様を以下のように緩和いただけないでしょうか。 「HDMI、DVI-D、DisplayPort等の接続が可能であり、合わせて調達するディスプレイとの接続が可能であること。」	製品選定の幅を広げるため、緩和をお願いします。	HDMI等による接続が可能であり、また、あわせて調達するディスプレイとの接続が可能であることという要件に修正します。
250	要件定義書（案）	141	6.3.2.の(3)の子	メモリの要件が高スペックであることからワークステーション級の機種となるため、適合基準に対して以下のように緩和いただけないでしょうか。 「日本エコマーク、PCグリーンラベルまたはグリーン購入法」の基準に適合していること。	製品選定の幅を広げるため、緩和をお願いします。	グリーン購入法も対象に追加するよう要件を修正します。また、参考資料8「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(抜粋)」を開示します。
251	要件定義書（案）	143	6.3.2.の(4)のイ	端末の調達台数からディスプレイの必要数は165台ではないでしょうか。	調達範囲の確認のためご教示をいただきたくお願いします。	誤記であるため訂正します。
252	要件定義書（案）	143	6.3.2.の(4)のイ	要件定義書内別箇所記載から、ディスプレイ台数は165台と想定しますが記載誤りと考えてよろしいでしょうか。	要件を明確化のため	誤記であるため訂正します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
253	要件定義書（案）	143	6.3.2.の(4)のウ	接続端子の仕様を以下のように緩和していただけませんか。 「HDMI、DVI-D、DisplayPort等の接続が可能であり、合わせて調達するPCとの接続が可能であること。」	製品選定の幅を広げるため、緩和をお願いします。	HDMI等による接続が可能であり、また、あわせて調達するPCとの接続が可能であることという要件に修正します。
254	要件定義書（案）	144	6.3.3.の(1)のカ	トナーについてはメーカーへ連絡することなく自動的に配送される旨の記載があります。こちらは職員様の手を煩わせることなく運用担当者が管理し発注することで対応可能でしょうか。	要件を明確化のため	可能です。
255	要件定義書（案）	144	6.3.3.の表6-2	カラー複合機のサイズを下記まで仕様緩和していただけないでしょうか？ W2183xD757mm(トレイ伸長時)	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	スペースの問題から、要件の緩和は困難と想定しております。
256	要件定義書（案）	144	6.3.3.の表6-2	モノクロ複合機のサイズを下記まで仕様緩和していただけないでしょうか？ W2325xD757mm(トレイ伸長時)	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	スペースの問題から、要件の緩和は困難と想定しております。
257	要件定義書（案）	144	6.3.3.の表6-2	カラープリンターのサイズを下記まで仕様緩和していただけないでしょうか？ W697xD941mm(トレイ伸長時)	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	スペースの問題から、要件の緩和は困難と想定しております。
258	要件定義書（案）	145	6.3.3.の(2)のイ	(イ)転写方式は、静電転写方式であること。 こちらについて以下文言としていただけますよう願います。 (イ)転写方式は、静電転写方式であること、もしくはインクジェット方式とすること。	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインクカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
259	要件定義書（案）	145	6.3.3.の(2)のウ	(ウ)現像方式は、乾式現像であること。 こちらについて以下文言としていただけますよう願います。 (ウ)現像方式は、乾式現像であること、もしくはインクジェット方式とすること。	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインクカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
260	要件定義書（案）	145	6.3.3.の(2)のコ	(コ)ファーストプリントがA4横の場合、モノクロ5秒以下、カラー7秒以下であること。 こちらについては、以下のとおり仕様緩和していただけないでしょうか？ モノクロ7.6秒、カラー7.6秒	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定します。
261	要件定義書（案）	145	6.3.3.の(2)のツ	カラー別コピー枚数・カラー別プリント枚数とありますが面数表記の追加もしくは修文をお願いいたします。 カラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)に修文をお願いいたします。	集計するカウンター数値は面数となるため。	面数集計に変更します。
262	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のツ	カラー別コピー枚数・カラー別プリント枚数とありますが面数表記の追加もしくは修文をお願いいたします。 カラー別コピー枚数(面数)・カラー別プリント枚数(面数)に修文をお願いいたします。	集計するカウンター数値は面数となるため。	面数集計に変更します。
263	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のト	コピーやスキャナーによる現行読み取り・・・ 上記について、「現行」の記載と「原稿」の記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	機能を明確にするため。	誤記であるため訂正します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
264	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のト	以下に要件を変更いただけないでしょうか 【変更案】 コピーやスキャナーによる原稿読み取り、クライアントPCからの出力等による内部ハードディスクの残存データの上書き消去ができること。但しデータを保存する記憶媒体としてSSDを搭載している場合は上書き消去機能がなくてもよいとする。	SSD内の全データは、政府調達要件である暗号化方式AES128を超えるAES256で守られており、非常に強固なため文書データの漏洩リスクはありません。平成30年2月に経済産業省が発行した「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」の要件も満たしております。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
265	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のニ	毎分60枚以上を毎分60ページ以上の表記に修正お願いいたします。 また、合わせて毎分60ページ以上(片面、A4横)の表記で「片面」を追加して修正お願いいたします。	スキャナ読み取り速度は一般的に「枚」ではなく「ページ」表記となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
266	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のニ	毎分60枚以上を毎分60ページ以上の表記に修正お願いいたします。 また、合わせて毎分60ページ以上(片面、A4横)の表記で「片面」を追加して修正お願いいたします。	スキャナ読み取り速度は一般的に「枚」ではなく「ページ」表記となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
267	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のフ	(フ)フルカラー料金より安価で2色コピーが行えること。 こちらについて、仕様から外していただくことお願いできないでしょうか？	フルカラー印刷でも、基準枚数内であれば、コストアップにはならないかと考えます。	フルカラー印刷の枚数が多くなった時の代替手段であるため、必要な要件と考えております。
268	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(2)のム	(ム)IPファクシミリ (ITU-T T. 38 準拠) が利用できること。なお、導入する複合機のファクシミリ機能がIPファクシミリに対応していない場合は、変換アダプター等を利用しても構わない。 こちらについて、仕様から外していただくことお願いできないでしょうか？	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。 また、今回の換装を機に、セキュリティ保持の観点から誤送信による情報漏洩リスクの高いFAX運用を、弊社がご提供クラウド入出力サービス等へ置換える事を提案致します。	現状利用している機能であるため、削除はできません。
269	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(3)のイ	「(イ)転写方式は、静電転写方式であること。」 こちらについて以下文言としていただけますよう願います。 「(イ)転写方式は、静電転写方式であること、もしくはインクジェット方式とすること。」	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインクカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
270	要件定義書（案）	146	6.3.3.の(3)のウ	(ウ)現像方式は、乾式現像であること。 こちらについて以下文言としていただけますよう願います。 (ウ)現像方式は、乾式現像であること、もしくはインクジェット方式とすること。	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインクカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
271	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のケ	ウォームアップによるする・・・ 上記について、「による」「する」の間にモノクロ複合機の要件がある場合は、追記いただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
272	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のコ	(コ)ファーストプリントがA4横の場合、4.5秒以下であること。 こちらについて、以下のとおり仕様緩和いただけないでしょうか？ 6.2秒	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定します。
273	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のシ	(シ)出力用のトレイは、本体以外にトレイを2つ以上有し、それぞれの収容可能枚数がA4横にて250枚以上であること。 こちらについて、以下のとおり仕様緩和いただけないでしょうか？ 200枚以上、合計500枚以上であること	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
274	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のシ	「出力用のトレイは、本体以外に」とありますが、「本体以外に」を削除していただき、「出力用のトレイは、2つ以上有し、」への修正をお願いいたします。	ご提案予定のモノクロ複合機はフィニッシャーを装着した場合、フィニッシャー部2か所からの排紙となり、複合機本体には排紙機能がないため。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定しております。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
275	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のシ	「出力用のトレイは、本体以外に」とありますが、「本体以外に」を削除していただき、「出力用のトレイは、2つ以上有し、」への修文をお願いいたします。	弊社モノクロ複合機はフィニッシャーを装着した場合、フィニッシャー部2か所からの排紙となり、複合機本体には排紙機能がないため。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定しております。
276	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のセ	(セ)印字用紙に2穴のパンチができること。 こちらについて、仕様から外していただくことお願いできませんでしょうか？	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定しております。
277	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のチ	コピーやスキャナーによる現行読み取り・・・ 上記について、「現行」の記載と「原稿」の記載があり、記載内容に揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	機能を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
278	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のツ	(ツ)スキャナー読み取り速度は、毎分75枚以上（A4横）であること。 こちらについて、以下のとおり仕様緩和はいただけませんか？ 60枚	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定しております。
279	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のツ	毎分75枚以上を毎分75ページ以上の表記で「修文」をお願いいたします。 また、合わせて毎分75ページ以上（片面、A4横）の表記で「片面」を追加して修文をお願いいたします。	スキャナー読み取り速度は一般的に「枚」ではなく「ページ」表記となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
280	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のツ	毎分75枚以上を毎分75ページ以上の表記で「修文」をお願いいたします。 また、合わせて毎分75ページ以上（片面、A4横）の表記で「片面」を追加して修文をお願いいたします。	スキャナー読み取り速度は一般的に「枚」ではなく「ページ」表記となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
281	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のヌ	カラー別コピー枚数・カラー別プリント枚数とありますが面数表記の追加もしくは修文をお願いいたします。合わせてモノクロ機なのでカラー印刷はできませんので、「カラー」表記の削除をお願いいたします。 コピー枚数(面数)・プリント枚数(面数)に修文をお願いいたします。	集計するカウンター数値は面数となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
282	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のヌ	カラー別コピー枚数・カラー別プリント枚数とありますが面数表記の追加もしくは修文をお願いいたします。合わせてモノクロ機なのでカラー印刷はできませんので、「カラー」表記の削除をお願いいたします。 コピー枚数(面数)・プリント枚数(面数)に修文をお願いいたします。	集計するカウンター数値は面数となるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
283	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(3)のフ	(フ)IPファクシミリ (ITU-T T. 38 準拠)が利用できること。なお、導入する複合機のファクシミリ機能がIPファクシミリに対応していない場合は、変換アダプター等を利用して構わない。 こちらについて、代替機能でも可としていただけませんか？	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。 また、今回の換装を機に、セキュリティ保持の観点から誤送信による情報漏洩リスクの高いFAX運用を、弊社がご提供するクラウド入出力サービス等へ置換える事を提案致します。	現状利用している機能であるため、削除はできません。
284	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(4)のア	(ア)転写方式は、静電転写方式であること。 こちらについて以下文言としていただけますようお願いいたします。 (ア)転写方式は、静電転写方式であること、もしくはインクジェット方式とすること。	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインクカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
285	要件定義書（案）	147	6.3.3.の(4)のイ	(イ) 現像方式は、半導体レーザー及び乾式現像であること。または同等以上の性能を有すること。 こちらについて以下文言としていただけますようお願い。 (イ) 半導体レーザー及び乾式現像であること。またはインクジェット方式など同等以上の性能を有すること。	経済産業省様におかれましては、海洋プラスチックごみ問題から、環境問題解決に向けレジ袋の削減の取り組みを開始しました。インクジェット方式の特性として、熱を使わない印刷システムであることから、低消費電力であり、また、大容量のインカートリッジの採用により、ゴミの削減に寄与します。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
286	要件定義書（案）	148	6.3.3.の(4)のエ	帳票など紙によって印字位置が変わる場合がございます。正確にテストをするためにテスト用の印紙及びテストデータを提供いただけるよう、仕様緩和をお願いします。	導入後の不具合を未然に防ぐため	常識の範囲内でのテスト用の用紙及びテストデータは提供するよう要件を修正します。
287	要件定義書（案）	148	6.3.3.の(4)のク	ウォームアップによるする・・・ 上記について、「による」「する」の間にカラープリンターの要件がある場合は、追記いただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
288	要件定義書（案）	148	6.3.3.の(4)のコ	(コ) 連続複写速度は、A4横にて片面、両面ともに毎分25ページ以上であること。	プリンターとの事なので、コピー機能の要不要について確認させていただきます。	要件を削除します。
289	要件定義書（案）	148	6.3.3.の(4)のシ	(シ) 出力用のトレイの収容可能枚数がA4横にて400枚以上であること。 こちらについて、以下のとおり仕様緩和いただけないでしょうか？ 250枚以上であること	参加できるベンダーが増えることによる、市場競争を促すことができると考えます。	現行より性能面で後退してしまうため、緩和は困難と想定しております。
290	要件定義書（案）	149	6.3.4.の(1)のカ	停電時等、UPSで電源供給が必要な時間により機器の選定が変わります。仕様書に必要な電源供給時間を明記いただけないでしょうか。	仕様の明確化及び見積精査のため	1時間程度と想定しています。要件定義書に追記します。
291	要件定義書（案）	150	6.3.4.の(3)	(カ) インターフェイス速度は、1000BASE-T、TX、SX、LX、LH、ZXに対応できること。また、100BASE-FX、TXIに対応できること。上記の記載は、公正な入札を阻害する要因となりますので削除、もしくは相当する規格でも可となるよう修正案をお願いいたします。	左記、仕様の「1000Base-ZX」は、IEEEで定められている標準規格ではなく、某メーカー独自の企画であり、ベンダーロックインとなっております。 公正な入札を阻害する要因となりますので削除、もしくは相当する規格でも可となるよう修正案をお願いいたします。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
292	要件定義書（案）	150	6.3.4.の(4)	アクセススイッチについては冗長化対象外と考えてよいでしょうか。 上記の場合、冗長化対象外について定義書に明記いただけないでしょうか。	基幹となるスイッチには冗長化の要件が記載されているため。	冗長化対象外であるため、要件定義書に追記します。
293	要件定義書（案）	150	6.3.4.の(4)のア	バックプレーン性能はメーカーによって非公開になっている場合がございます。 以下の記載としていただけませんか。 【変更案】 「10Gbps以上のバックプレーン性能または転送帯域幅を有すること。」	メーカーや製品により性能表記が異なるため。	同等の転送帯域幅も認めるよう要件を修正します。
294	要件定義書（案）	150	6.3.4.の(4)のア	以下の記載としていただけませんか。 「10Gbps以上のバックプレーン性能(または転送帯域幅)を有すること。」	メーカーや製品により性能表記が異なるため。	同等の転送帯域幅も認めるよう要件を修正します。
295	要件定義書（案）	151	6.3.4.の(6)のア	Saasにて提供される機器は対象外という認識でよろしいでしょうか。	対象範囲を明確化するため	ご認識のとおりです。
296	要件定義書（案）	151	6.3.4.の(6)のオ	以下の記載としていただけませんか。 「1000BASE-TIに対応したWAN接続ポートを1ポート以上有すること。」	機器の冗長化を行う場合は、WANポートは最低1ポートあれば回線の冗長化含め問題なく構成可能であるため。	ご提案を参考に仕様書を修正します。
297	要件定義書（案）	151	6.3.4.の(7)	スイッチングハブについては冗長化対象外と考えてよいでしょうか。 上記の場合、冗長化対象外について定義書に明記いただけないでしょうか。	基幹となるスイッチには冗長化の要件が記載されているため。	冗長化対象外であるため、要件定義書に追記します。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
298	要件定義書（案）	151	6.3.4.の(8)	IP電話接続用スイッチについては冗長化対象外と考えてよいでしょうか。 上記の場合、冗長化対象外について定義書に明記いただけないでしょうか。	基幹となるスイッチには冗長化の要件が記載されているため。	冗長化対象外であるため、要件定義書に追記します。
299	要件定義書（案）	153	6.4.3.の(3)のオ	「Becky Internet Mail !」で利用するプロトコルはMicrosoft365ではサポートしておりません。第5期システムでも継続利用されますでしょうか。	仕様明確化のため	ご提案を参考に仕様書を修正します。
300	要件定義書（案）	153	6.4.3.の(3)のオ	左記の通り、Microsoft365上のアドレス帳を同期するよう求められています。Microsoft365を利用の場合、Outlookクライアント、Webメール（Outlook on the web）ではアドレス帳を同期可能ですが、Beckyとの同期は困難です。要件の緩和をお願いします。		ご提案を参考に仕様書を修正します。
301	要件定義書（案）	153	6.4.3.の(4)のイ	簡易なPW設定形式の暗号化ソフトウェアを利用し本項目の暗号化要件を対応したいと考えております。ドラック&ドロップではございませんがエンドユーザー様のユーザビリティを考慮した一般のお客様でも広く使われている製品になります。操作性の観点で問題ないでしょうか。	仕様明確化のため	ドラックアンドドロップ「等」であるため問題ない認識です。
302	要件定義書（案）	153	6.4.3.の(4)のエ	パスワード紛失時の復号化は出来かねますが、元ファイルが残るため再度パスワード設定をすることが可能という対処でもよろしいでしょうか。	仕様を明確化するため	問題ございません。
303	要件定義書（案）	154	6.4.3.の(7)	該当箇所に記載されているソフトウェアは貴所が用意するソフトウェアも含まれている認識です。それらソフトウェアは貴所から提供されたうえで、クライアントPCへ導入することを本仕様で示されているとの認識で相違ないでしょうか。また、これらソフトウェアの内、貴所提供ソフトウェアを明示いただけないでしょうか。また「一部希望者のみ導入」とあるソフトの内、調達業者で用意するものについては想定数量をご教示いただけないでしょうか。		認識に相違ありません。なお、Accessは一部希望者対象から全員対象に変更するよう要件を修正します。
304	要件定義書（案）	156	7.1.のア	SLAは可用性に係る観点での設定を想定しています。外部向け公開サービスは限定されており（WWW公開、アプリケーション等）かつコンテンツやアプリケーションは他事業者での導入となり、職員業務利用機能に対する性能テストの実施はコスト増大の要因となるため要件の削除を検討いただけないでしょうか。また、可用性については、新規にSLAの性能指標を作成する想定でしょうか。（画面表示やサーバアクセスといった値）		必要な取り組みと考えるため、要件の削除は行いません。また、可用性の性能指標については、ご認識のとおりです。
305	要件定義書（案）	156	7.1.のオ	調達対象外機器からの稼働確認テストは、作業対象外（お客様実施）の認識でよろしいでしょうか。条件などあれば、仕様書へ明記をお願いします。		作業対象外となります。
306	要件定義書（案）	157	8.1.の(1)のウ	・・・現行データセンターにおける稼働期間は令和3年8月末日までとあるため、と記載がありますが、現行システムの稼働期間は令和3年9月末日までに変更の認識でよろしいでしょうか	期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
307	要件定義書（案）	158	8.2.の(1)のア	現時点、本番同等レベルのダミーデータの準備とリハーサル環境の準備全てを受託者のみで実現可能と判断することが困難です。調整事項は提案時に明確にすることとし、調整内容については移行計画で調整させていただきよう検討いただけないでしょうか。		必須の作業である認識です。
308	要件定義書（案）	160	8.5.3.の(1)の(イ)及び(ウ)	以下移行要件について、利用者様にて作業をしていただくことは可能でしょうか。 ※手順等は準備する予定 ・メール分類データ(受信メールに付与したタグ情報等)	左記、移行要件ですが、Gmail→Outlookではフォルダの構成管理、フィルタ、ルールの互換性がないため、標準の移行機能では移行不可となります。移行代替手法として、移行手順を検討し各利用者様にて作業を実施いただくことを想定しているため。	移行は可能と認識しています。ツール等での移行が不可能な場合は手作業での移行やユーザーの作業による移行も認めますが、移行自体は必ず実施する必要があります。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
309	要件定義書（案）	160	8.5.3.の(1)のイ	・その他、メールサービスに係る情報を明確化いただくことは可能でしょうか。	移行範囲を明確にするため 実現の可否を判断するためにも必要 また、可になった場合でも工数加算が発生する可能性もあるため	フィルタやルールを想定しています。
310	要件定義書（案）	160	8.5.3.の(1)のイ	マイクロソフトが提供しているバッチによる移行を想定しておりますが、移行制限があります。コスト低減化の観点から、要件の削除をお願いいたします。また下記制限により一部職員及び研究員の作業が発生します。 ＜移行制限＞ 移行できる1メールのサイズは35MBです。 メール⇒休暇の設定、自動応答の設定、フィルター/ルールは移行できません。メール本文に記載されているGoogleドライブへのリンクはそのまま移行されます。 会議室⇒会議室の予約は移行できません。 カレンダー⇒共有の予定表、クラウドの添付ファイル、Google Hangout links、イベントの色は移行できません。 連絡先⇒連絡先ごとに最大3つまでの電子メールアドレスしか移行できません。Gmailタグ、連絡先のURL、カスタムタグは移行できません		制限があること、職員及び研究員に作業が発生することは承知しましたが、要件の削除はできません。 また、手段はバッチでも手動でも構いませんが、以下は移行していただく必要がある認識です。 メール:フィルタ及びルール 会議室:会議室予約 カレンダー:共有の予定表
311	要件定義書（案）	160	8.5.4.の(1)のイ	・その他、メールリクエストサービスに係る情報を明確化いただくことは可能でしょうか。	移行範囲を明確にするため 実現の可否を判断するためにも必要 また、可になった場合でも工数加算が発生する可能性もあるため	アーカイブされたメールデータの件であるため、8.5.3.の(1)のイと統合します。
312	要件定義書（案）	160	8.5.4.の(1)のイ	アーカイブされているメールデータの記載につき、第4期でアーカイブされたメールデータの移行要件という理解で正しいでしょうか。メールリクエストサービスの項目に記載されているため、表現の修正をお願いします。		記載位置を修正します。
313	要件定義書（案）	161	8.5.6.の(1)のイ	・その他、グループウェアに係る機能を明確化いただくことは可能でしょうか。	移行範囲を明確にするため 実現の可否を判断するためにも必要 また、可になった場合でも工数加算が発生する可能性もあるため	共有の予定表情報を想定しています。
314	要件定義書（案）	161	8.5.6.の(1)のイ	Exchangeのスケジュール上に登録している会議室は何部屋ありますでしょうか。	作業内容を明確化し、見積精度の向上を実現するため	要件定義書に記載いたします。
315	要件定義書（案）	161	8.5.6.の(1)のイ	お客様によってはExchangeのスケジュール上に備品を会議室として登録されていることがあります。RIETI様では備品を登録していただけますでしょうか。登録している場合は、備品の登録数を教えていただけないでしょうか。	作業内容を明確化し、見積精度の向上を実現するため	要件定義書に記載いたします。 ただし、備品の登録数は流動的ですので、参考値となります。
316	要件定義書（案）	161	8.5.6.の(1)のウ	データ抽出ができないデータもあることが想定されます。情報をエクスポートできない項目については、移行対象外となると考えてよろしいでしょうか。 (例) 複数メンバーで共有しているスケジュールについては、各個人のスケジュールとして出力されることが考えられます。(共有している他ユーザの情報は出力されない)	作業内容を明確化し、見積精度の向上を実現するため	ご認識のとおりです。
317	要件定義書（案）	161	8.5.7.の(1)	個人ストレージについては、職員及び研究員のアカウントに紐づくものであり対応が困難です。個人ストレージについては、あくまで個人での管理となるため、請負業者が手順書を用意し作業は職員様で実施頂くよう提案させていただくことでよろしいでしょうか。		手法は当研究所側で実施することも構いませんが、必ず実現していただく必要がある認識です。
318	要件定義書（案）	161	8.5.7.の(1)のイ	・その他、Google Drive に係る機能を明確化いただくことは可能でしょうか。	移行範囲を明確にするため 実現の可否を判断するためにも必要 また、可になった場合でも工数加算が発生する可能性もあるため	現時点で想定しているものではありませんが、追加で発生した場合に備えて記載しています。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
319	要件定義書（案）	163	8.5.13.	現行のクライアントPC内のデータ移行について記載がございます。既存のNASが利用できない場合、次期システム用にNASを用意する必要があるためクライアントPCの移行対象データ量を教えていただけないでしょうか。	移行データ量を明確化し、正確な製品選定を行うため	要件定義書にデータ量を記載いたします。
320	要件定義書（案）	163	8.5.13.	現行のクライアントPC内のデータ移行用にストレージ機器を用意する記載がございますが既存のNASを利用することは可能でしょうか。	導入範囲を明確化し、製品選定をおこなうため	可能です。
321	要件定義書（案）	163	8.5.13.の(1)のア	クライアントPC内のデータを保管するためのストレージ機器について、貴所資産となるNAS領域を使用することは可能でしょうか。		可能です。
322	要件定義書（案）	164	8.7.の(1)のキ	集合研修の実施期日は、令和3年8月上旬を予定するが…と記載がありますが、上記記載は8月末納品想定での記載内容という認識でよろしいでしょうか。今回9月末納品想定のため、予定日は上記と異なると想定しております。	期間を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
323	要件定義書（案）	167	9.3.2.	(ウ)クライアントPCの運用管理は、調達端末の職員利用状況を管理する認識で正しいでしょうか。また、本調達以外の職員利用機器の管理や、個別ソフトウェアの導入作業などの個別要件があれば明確化をお願いします。		調達する機器の端末管理(台帳による端末管理)の要件を追加し、その対象にノートPCやiPadを追加する想定です。
324	要件定義書（案）	167	9.3.2.	現行で対応している運用業務も継続される認識です。要件の追加をお願いします。 ○別調達機器の管理 ノートPC ・機器管理 ・各種メンテナンス作業(アップデート、ソフトウェア管理) iPad ・機器管理 ・各種メンテナンス作業(アップデート、ソフトウェア管理) ○個別ソフトウェアの設定および導入支援		調達する機器の端末管理(台帳による端末管理)の要件を追加し、その対象にノートPCやiPadを追加する想定です。なお、ヘルプデスクは今回から必ずしも常駐を求めないこととしていることから、機器のメンテナンス作業については対応を求めないことにしています。
325	要件定義書（案）	168	9.3.2.の(1)のス	「3.4.6. バッチ適用等のアップデート対応」では、「ソフトウェアのバッチ適用は、基本的には本番環境への適用のみとする。」と記載されており、動作検証サーバーは、実現機能対象外と認識しております。そのため、左記の作業についても、削除をお願いします。		動作検証サーバーの維持のために必要な作業・機能である認識です。このため削除はしません。
326	要件定義書（案）	171	9.5.1.の(3)のエ	無停電装置により春暖に対する… 上記について、春暖、瞬断、瞬電の記載揺れがあるように見受けられます。そのため、記載内容の明確化をお願いします。	機能を明確にするため。	誤記であるため訂正します。
327	要件定義書（案）	172	9.5.1.の(8)のア及びイ	データセンタ内のラックは、受託者で準備することとし、貴所拠点内で利用するラックは貴所専用の19インチラックが利用可能であるという理解で正しいでしょうか。		ご認識のとおりです。
328	要件定義書（案）	173	9.5.2.の(カ)	監査の範囲や頻度を提示いただけますでしょうか。		要件定義書に記載いたします。
329	要件定義書（案）	173	9.5.3.の(1)のエ	ICカードの他に「バイオメトリクス認証」に限らず複数の方法で認証を実施していれば要件を満たしますと考えて問題ございませんでしょうか。	要件を明確化のため	問題ありません。

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答
330	要件定義書（案）	175	9.9.のオ	「契約期間内における全体の予定数量を設定したうえで、各月ごとに利用限度枠を設定し、上限額を超えた場合にのみ従量課金する方式であれば可とする。」とありますが、「各月ごとに利用限度枠を設定」を「各機械ごと・各月ごと利用限度枠を設定」に修正お願いいたします。 また、「なお、当該上限額を下回る場合、その細分を翌月以降に持ち越し上限額を超過した場合には相殺することができるものとする。」の内容を削除お願いいたします。	・保守料金の利用限度枠設定(基本料金設定)は機械ごとに固定となり、契約期間内変更ができないため(各月ごとに変更ができないため)。 ・保守料金の計算は月ごとで完結しますので、業務処理上翌月に持ち越すことができないため。	従量制に近い内容にせざるを得ないとしても、極力定額制と近い扱いとしたいというのが意図であるため、主たる事業者と複合機の事業者の間で調整してください。(全機械の合計印刷量と合計印刷基本量を比較して判定する、繁忙期と閑散期を考慮した印刷基本量を設定する等。)
331	要件定義書（案）	175	9.9.のオ	(オ)の項目。超過分の相殺について以下の方法での対応も可としていただけないでしょうか？ ・同月内の基本印刷枚数を各機材間で分け合えるものとする。(各導入機材の印刷基本枚数の総合計を超えた枚数分が超過料金となる)	超過料金の発生を抑えることが可能です。 月内の総合計枚数のみを意識すればよいので、とてもシンプルです。 例)複合機A、Bそれぞれ5000枚が基本枚数とした場合、A・B合計で10000枚をこえなければ超過料金は発生しません。 また、プリンターも組合せに含むことが可能です。	ご意見にあるような対応も可としている認識です。
332	要件定義書（案）	175	9.9.のオ	「契約期間内における全体の予定数量を設定したうえで、各月ごとに利用限度枠を設定し、上限額を超えた場合にのみ従量課金する方式であれば可とする。」とありますが、「各月ごとに利用限度枠を設定」を「各機械ごとに利用限度枠を設定」に修正お願いいたします。 また、「なお、当該上限額を下回る場合、その細分を翌月以降に持ち越し上限額を超過した場合には相殺することができるものとする。」の内容を削除お願いいたします。	・保守料金の利用限度枠設定(基本料金設定)は機械ごとに固定となり、契約期間内変更ができないため(各月ごとに変更ができないため)。 ・保守料金の計算は月ごとで完結しますので、業務処理上翌月に持ち越すことができないため。	従量制に近い内容にせざるを得ないとしても、極力定額制と近い扱いとしたいというのが意図であるため、主たる事業者と複合機の事業者の間で調整してください。(全機械の合計印刷量と合計印刷基本量を比較して判定する、繁忙期と閑散期を考慮した印刷基本量を設定する等。)
333	その他	-	-	第4期PC-LANシステム及びそれ以前に導入した以下部材は第5期PC-LANシステムで入れ替えが必要という認識ですが、認識に相違はないでしょうか。 ・LANケーブル・光ファイバーケーブル等の通信ケーブル ・ラック類・ラック用固定金具、架台等	配線の流用可否を確認し、見積精度を向上させさせるため	入れ替えが必要なのはご認識のとおりですが、通信ケーブルについては第4期以前のものが撤去されずに残る可能性があります。
334	調達実施要項（案）	-	-	「別添資料3 評価項目一覧」について任意部分の配点が全体的に平準化傾向にあると認識しました。本調達目的の1つにもある「クラウド化の範囲を拡大することによる標準ガイドラインへの準拠の強化」との関係性が高いと思われる『2-1 システム構成』『4-1 新データセンター(クラウド)』や、信頼性やサービスパフォーマンスに直結すると思われる『16-1 RIETI PC-LANシステムのセキュリティ』『17-3 品質管理 その他』等の配点比重を高めてはいかかでしょうか。	貴研究所の目的や重視する事項を、より高いレベルで実現できる請負者を選定されるため。	2-1システム構成及び16-1セキュリティは、既に最大の配点を与えているため、これ以上配点を増やすことはできません。また、4-1新データセンター(クラウド)及び17-3品質管理その他は、ユーザー評価に直結した部分ではないため、配点を増やすのは適切でないと考えます。